

2. 宇都宮市建設工事施工管理基準及び規格値

○土木工事施工管理基準	2 - 2
・出来形管理基準及び規格値	2 - 33
・品質管理基準及び規格値	2 -298
○建築・設備工事施工管理	2 -422
・工種別施工管理報告書	2 -422
・建築・設備工事提出書類一覧表	2 -423

土木工事施工管理基準及び規格値

目 次

土木工事施工管理基準

1. 目的	2-4
2. 適用	2-4
3. 構成	2-4
4. 管理の実施	2-4
5. 管理項目及び方法	2-5
6. 規格値	2-6
7. その他	2-6

□出来型管理

出来形管理基準及び規格値

第1編 共通編

土 工	2-34
無筋, 鉄筋コンクリート	2-46

第3編 土木工事共通編

一般施工	2-48
------	------

第4編 公園編

植栽	2-228
----	-------

第6編 河川編

築堤・護岸	2-230
樋門・樋管	2-232
水門	2-234
堰	2-234
排水機場	2-238
床止め・床固め	2-240

第7編 道路編

道路改良	2-242
舗 装	2-248
橋梁下部	2-256
鋼橋上部	2-274

コンクリート橋上部	・ ・ ・ ・ ・	2－280
トンネル(NATM)	・ ・ ・ ・ ・	2－280
共同溝	・ ・ ・ ・ ・	2－288
電線共同溝	・ ・ ・ ・ ・	2－290
道路維持	・ ・ ・ ・ ・	2－294
道路修繕	・ ・ ・ ・ ・	2－296

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、建設工事共通仕様書、第1編1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

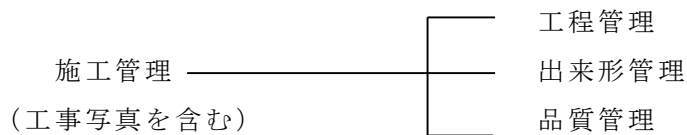
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、宇都宮市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に挙げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000 m²以下のもの)

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100 t未満のもの)

2) なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

3) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JISA5308)は、受注者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4) 品質管理基準における舗装（路盤，アスファルト等）に関する摘要欄の舗装施工面積は投影面積とする。

5) 公的機関は下記のとおりである。

・コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の機関による。

（１）公益財団法人とちぎ建設技術センター

（２）株式会社中研コンサルタント 栃木技術センター

（３）芳賀生コンクリート協同組合技術センター

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況，出来形寸法，品質管理状況，工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し，適切な管理のもとに保管し，監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに，工事完成時に提出しなければならない。

（２）情報化施工

10,000 m³以上の土工の出来形管理については，「情報化施工技術の使用原則化について」（平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号，国総公第 133 号）による，ただし「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第 2 編土工編」に読み替えるものとし，「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。

（３）3次元データによる出来形管理

I C T施工において，3次元データを用いた出来形管理を行う場合は，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

なお，ここでいう3次元データとは，工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工	1-2-3-2	1	掘削工			2-34
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			2-36
	1-2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			2-36
	1-2-3-3	1	盛土工			2-36
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			2-38
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		2-38
				多数アンカー式補強土工法		〃
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		2-40
	1-2-3-6		堤防天端工			〃
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			2-42
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			〃
	1-2-4-3	1	路体盛土工			2-44
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			〃
	1-2-4-4	1	路床盛土工			〃
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			〃
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		2-46
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			2-46

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		2-48
				軽量鋼矢板		〃
				コンクリート矢板		〃
				広幅鋼矢板		〃
				可とう鋼矢板		〃
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		〃
	3-2-3-6		小型標識工			〃
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		2-50
				転落(横断)防止柵		〃
				車止めポスト		〃
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		〃
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		〃
	3-2-3-9		区画線工			2-52
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		〃
				距離標		〃
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			〃
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		2-54
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		〃
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			2-56
		2	プレキャストセグメント製作工	(購入工)		〃
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			〃
	3-2-3-15		P Cホロースラブ製作工			2-58
	3-2-3-16	1	P C箱桁製作工			〃
		2	P C押し箱桁製作工			2-60
	3-2-3-17		根固めブロック工			〃
	3-2-3-18		沈床工			2-62
	3-2-3-19		捨石工			〃
	3-2-3-22		階段工			〃
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		〃
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		2-64
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		〃
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		〃
		2	多自然型護岸工	かごマット		〃
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		2-66
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		〃
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		〃
				プレキャストパイプ工		〃
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		2-68
				L型側溝		〃
				自由勾配側溝		〃
				管渠		〃
						〃
		2	側溝工	場所打水路工		〃

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		2-68
	3-2-3-30		集水樹工			2-70
	3-2-3-31		現場塗装工			〃
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		2-72
				砕石基礎工		〃
				割ぐり石基礎工		〃
				均しコンクリート		〃
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		〃
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		〃
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-74
				鋼管杭		〃
				H鋼杭		〃
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		〃
	3-2-4-5		場所打杭工			〃
	3-2-4-6		深礎工			2-76
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			〃
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			〃
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-78
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-78
				コンクリートブロック張り		〃
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		〃
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		2-80
			緑化ブロック工			〃
第6節 一般舗装工	3-2-5-5		石積（張）工			〃
	3-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水層		2-82
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-84
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-86
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-88
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-90
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-92
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-94
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-96
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-98
		9	アスファルト舗装工	基層工		2-100
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2-102
		11	アスファルト舗装工	表層工		2-104
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2-106

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-106
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-108
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-110
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-112
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		〃
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-114
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		〃
		9	半たわみ性舗装工	基層工		2-116
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		〃
		11	半たわみ性舗装工	表層工		2-118
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		〃
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-120
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		〃
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-122
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		〃
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-124
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		〃
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-126
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		〃
		9	排水性舗装工	基層工		2-128
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		〃
		11	排水性舗装工	表層工		2-130
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		〃
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		2-132
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		〃
		3	透水性舗装工	表層工		2-134
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		〃

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-136
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		〃
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		2-138
		4	グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		〃
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		2-140
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理の場合)		〃
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-142
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		〃
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		2-144
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		〃
		5	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工		2-146
		6	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)		〃
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		2-148
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		〃
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		2-150
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		〃
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		2-152
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		〃
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		2-154
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		〃
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)		2-156
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)		〃
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		2-158
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		〃
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		2-160
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		2-162
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-164
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		〃
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		2-166
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	薄層カラー舗装工	基層工		〃
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-168
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		〃
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		2-170
	3-2-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		〃
		5	ブロック舗装工	基層工		〃
	3-2-6-15	1	路面切削工			2-172
		2	路面切削工 (面管理の場合)			〃
	3-2-6-16		舗装打換え工			〃
第6節 一般舗装工	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			2-174
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)			〃

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			2-176
	3-2-7-3		置換工			〃
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		2-178
		2	表層安定処理工	I C T施工の場合		〃
	3-2-7-5		パイルネット工			〃
	3-2-7-6		サンドマット工			2-180
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		〃
				ペーパードレーン工		〃
				袋詰式サンドドレーン工		〃
	3-2-7-8		締固め改良工	サトコンパクションパイル工		〃
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		2-182
				高圧噴射攪拌工		〃
				スラリー攪拌工		〃
				生石灰パイル工		〃
		2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・ パーチカルドレーン工編」 による管理の場合		2-184
		3	固結工	中層混合処理		〃
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-186
				鋼矢板		〃
		2	土留・仮締切工	アンカー工		〃
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		〃
		4	土留・仮締切工	締切盛土		〃
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		2-188
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			〃
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			〃
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-216
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-44
第12節 工場製作工 （共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		2-190
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		2-192
		3	一般事項	仮設材製作工		2-194
		4	一般事項	刃口金物製作工		〃
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		2-196
				シミュレーション仮組検査 を実施する場合		〃
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		2-200
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立 時）		2-202
	3-2-12-4		検査路製作工			2-206

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-206
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			〃
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			〃
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-208
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			〃
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			〃
	3-2-12-11		工場塗装工			2-210
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		2-212
				ケーブルクレーン架設		〃
				ケーブルエレクション架設		〃
				架設桁架設		〃
				送出し架設		〃
				トラベラークレーン架設		〃
	3-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		2-214
				架設桁架設		〃
		架設工支保工	固定			〃
				移動		〃
			架設桁架設	片持架設		〃
				押し出し架設		〃
第14節 法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-214
				張芝工		〃
				筋芝工		〃
				市松芝工		〃
				植生シート工		〃
				植生マット工		〃
				植生筋工		〃
				人工張芝工		〃
				植生穴工		〃
		2	植生工	植生基材吹付工		〃
				客土吹付工		〃
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-216
				モルタル		〃
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		2-218
				現場吹付法枠工		〃
	3-2-14-6	2	法枠工	プレキャスト法枠工		〃
				アンカー工		2-220
第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-220
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-222

【第3編 土木工事共通
編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		2-222
				多数アンカー式補強土工法		〃
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		〃
	3-2-15-4		井桁ブロック工			2-224
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			2-226

【第4編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
公園工関係						
			高木植栽工			2-228
			中低木植栽工			〃

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-44
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4 表層安定処理工	2-178
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5 パイルネット	〃
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	2-180
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	〃
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9 固結工	〃
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	2-72
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	2-72
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	2-78
	6-1-7-4		護岸付属物工			2-230
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	2-80
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	2-78
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	2-80
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4 法枠工	2-218
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	2-64
				巨石積み	3-2-3-26 多自然型護岸工	〃
				かごマット	3-2-3-26 多自然型護岸工	〃
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3 吹付工	2-216
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2 植生工	2-214
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	2-40
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	〃
				かご枠	3-2-3-27 羽口工	〃
				連節ブロック張り	3-2-5-3 連節ブロック張り	2-78
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-220
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-222
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	2-60
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	2-62
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	〃
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	〃
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18 沈床工	2-62
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19 捨石工	〃
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	〃
	6-1-10-8		杭出し水制工			2-230
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	2-50
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	2-84
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	2-142

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-164
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-147°ブロック舗装工	2-168
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-68
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-70
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-48
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-52
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-52
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	2-48
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			2-230
	6-1-13-4		ハンドホール工			2-232
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-44
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	2-182
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-72
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	〃
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-48
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		2-232
		2	函渠工	ヒューム管		〃
				P C管		〃
				コルゲートパイプ		〃
				ダクタイル鋳鉄管		〃
				P C函渠	3-2-3-287°レキャストカルハート工	2-66
	6-3-5-7		翼壁工			2-234
	6-3-5-8		水叩工			〃
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-60
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-62
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	〃
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	〃
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-68
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-70
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	2-68
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-287°レキャストカルハート工 暗渠工	2-68
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-50
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	2-62

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工用工	2-169
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-206
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	〃
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	2-208
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-206
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	2-194
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	2-210
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-44
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-4-6-7		床版工			2-234
	6-4-6-8		堰柱工			〃
	6-4-6-9		門柱工			〃
	6-4-6-10		ゲート操作台工			〃
	6-4-6-11		胸壁工			〃
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7 翼壁工	〃
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	2-60
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	2-62
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	〃
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	〃
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工工	2-50
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22 階段工	2-62
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-214
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエクステンション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-4-9-9		架設工（トラバークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-4-9-10		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	2-76
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2 床版工	2-226
第12節 橋梁付属物工 （鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	2-62
	6-4-12-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	2-278
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	6-4-12-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	〃
第14節 コンクリート 管理橋上部工 （PC橋）	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-54

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート 管理橋上部工 (P C橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ^ホ ステンション桁製作工	2-56
	6-4-14-4		プレキャストセグメント製作工 (購入工)		3-2-3-13 ⁷ レキャストセグメント製作工 (購入工)	〃
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 ⁷ レキャストセグメント主桁組立工	〃
	6-4-14-6		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	2-212
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	〃
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	2-226
	6-4-14-10		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
第15節 コンクリート 管理橋上部工 (P Cホロースラ ブ橋)	6-4-15-2		支承工		7-4-5-10 支承工	2-276
	6-4-15-4		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
	6-4-15-5		P Cホロースラブ製作工		3-2-3-15 ^{PCホロースラ} 製作工	2-58
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	2-62
	6-4-16-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	2-278
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	6-4-16-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	〃
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 ^{アスファルト} 舗装工	2-84
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	2-106
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	2-120
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	2-132
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 ^{グースアスファルト} 舗装工	2-136
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 ^{コンクリート} 舗装工	2-142
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	2-164
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ^{ブロック} 舗装工	2-170
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	2-194
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	2-196
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	2-206
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	〃
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	〃
	6-5-3-8		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	2-208
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 ^{プレビーム} 用桁製作工	〃
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-206
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 ^{アンカーフレーム} 製作工	2-208

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	2-190
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	2-210
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-40
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-76
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7 床版工	2-234
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8 堰柱工	〃
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9 門柱工	〃
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10 ゲート操作台工	〃
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8 水叩工	〃
	6-5-6-13		閘門工			〃
	6-5-6-14		土砂吐工			〃
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-220
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-76
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-5-7-8		堰柱工		6-4-6-8 堰柱工	2-234
	6-5-7-9		水叩工		6-3-5-8 水叩工	〃
	6-5-7-10		土砂吐工			〃
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-220
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			2-236
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			2-236
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-212
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエクステンション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	6-5-10-10		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	2-70
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	2-226
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	2-64
	6-5-13-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	2-278

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	2-278
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	6-5-13-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	〃
第15節 コンクリート 管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	2-54
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	〃
	6-5-15-4		プレキャストセグメント製作工 (購入工)		3-2-3-13 プレキャストセグメント製作工 (購入工)	2-56
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	6-5-15-6		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	2-214
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリート橋)	〃
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	2-226
	6-5-15-10		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
第16節 コンクリート 管理橋上部工 (PCホロース ラブ橋)	6-5-16-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-276
	6-5-16-4		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	〃
	6-5-16-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-58
第17節 コンクリート 管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	2-58
	6-5-17-5		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	2-62
	6-5-18-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	2-278
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	6-5-18-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	〃
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	2-50
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	2-62
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-44
第4節 機場本體工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-6-4-6		本體工			2-238
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			〃
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	2-74
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-222
	6-6-5-7		コンクリート床版工			2-238
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	2-60
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	2-68
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6 本体工	2-238
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-44
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		2-240
				植石張り	3-2-5-5 石積（張）工	2-80
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	2-86
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-220
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		2-240
				巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	2-64
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	2-60
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6 本体工	2-240
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6 本体工	〃
	6-7-5-6		側壁工			〃
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8 水叩工	〃
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-220
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	2-78
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5 石積（張）工	2-80
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	2-72
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6 堤防天端工	2-40
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	2-142
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	2-84
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8 路側防護柵工	2-50
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	〃
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10 道路付属物工	2-52
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3 配管工	2-230
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4 ハンドホール工	2-232
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2 植生工	2-214
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-44
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	2-40
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2 植生工	2-214

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	2-66
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	2-78
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	〃
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	2-80
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-214
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	2-80
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-78
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-50
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-172
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	〃
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	〃
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管 (函) 渠	3-2-3-29側溝工	2-68
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	2-70
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	2-48
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-70
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-52
			河道工			2-240

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	7-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-242
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	2-210
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-4路床安定処理工	2-178
	7-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-176
	7-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	2-180
	7-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	〃
	7-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	〃
	7-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	2-182
第5節 法面工	7-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-214
	7-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-216
	7-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-218
	7-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-220
	7-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	〃
第6節 軽量盛土工	7-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-44
第7節 擁壁工	7-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-74
	7-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	〃
	7-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-220
	7-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-222
	7-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工	3-2-15-3補強土壁工	〃
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	〃
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	〃
	7-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-224
第8節 石・ブロック積（張）工	7-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-78
	7-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-90
第9節 カルバート工	7-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-74
	7-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	〃
	7-1-9-6		場所打函渠工			2-242
	7-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-66
第10節 排水構造物工（小型水路工）	7-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-68
	7-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-68
	7-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	2-70
	7-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-68
	7-1-10-7		場所排水路工		3-2-3-29場所排水路工	〃
	7-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	〃
第11節 落石雪害防止工	7-1-11-4		落石防止網工			2-242
	7-1-11-5		落石防護柵工			〃

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	7-1-11-6		防雪柵工			2-244
	7-1-11-7		雪崩予防柵工			〃
第12節 遮音壁工	7-1-12-4		遮音壁基礎工			〃
	7-1-12-5		遮音壁本体工			〃
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	7-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	2-176
	7-2-3-3		置換工		3-2-7-3 置換工	2-176
第4節 舗装工	7-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	2-84
	7-2-4-6		半たわみ性舗装		3-2-6-8 半たわみ性舗装	2-106
	7-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	2-120
	7-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	2-128
	7-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	2-136
	7-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	2-142
	7-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	2-164
	7-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	2-168
	7-2-4		歩道路盤工			2-228
	7-2-4		取合舗装路盤工			〃
	7-2-4		路肩舗装路盤工			〃
	7-2-4		歩道舗装工			〃
	7-2-4		取合舗装工			〃
	7-2-4		路肩舗装工			〃
	7-2-4		表層工			〃
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	7-2-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	2-74
	7-2-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	〃
	7-2-5-5		集水柵（街渠工）・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	2-70
	7-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	2-68
	7-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	〃
	7-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	〃
	7-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-250
第6節 縁石工	7-2-6-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	2-48
第7節 踏掛版工	7-2-7-4		踏掛版工	コンクリート		2-250
				ラバーシュー		〃
				アンカーボルト		〃
第8節 防護柵工	7-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	2-50
	7-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	〃
	7-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	〃
	7-2-8-6		車止めポスト		3-2-3-7 防止柵工	〃
第9節 標識工	7-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	2-48
	7-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		2-250
		2	大型標識工	標識柱工		〃

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	7-2-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	2-52
第12節 道路付属物施設工	7-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	〃
	7-2-12-5	1	ケーブル配管工			2-254
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		〃
	7-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		〃
第13節 橋梁付属物工	7-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	2-62
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	7-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	2-190
	7-3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-256
	7-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-208
	7-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	2-210
第5節 軽量盛土工	7-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	2-44
第6節 橋台工	7-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	7-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	7-3-6-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	2-76
	7-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	〃
	7-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃
	7-3-6-8		橋台躯体工			2-258
第7節 RC橋脚工	7-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	7-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	7-3-7-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	2-76
	7-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	〃
	7-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃
	7-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-78
	7-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		2-262
				重力式		〃
				半重力式		〃
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		2-266
第8節 鋼製橋脚工	7-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	2-74
	7-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	〃
	7-3-8-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	2-76
	7-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	〃
	7-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃
	7-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-78
	7-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		2-270
		2	橋脚フーチング工	門型		〃
	7-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		〃
		2	橋脚架設工	門型		2-272
	7-3-8-11		現場継手工			〃

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	7-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-70
第9節 護岸基礎工	7-3-9-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	2-72
	7-3-9-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
第10節 矢板護岸工	7-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	2-72
	7-3-10-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	2-48
第11節 法覆護岸工	7-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	2-78
	7-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	2-230
	7-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	2-80
	7-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	2-78
	7-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	2-80
	7-3-11-7		法枠工		3-2-14-4 法枠工	2-218
	7-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-64
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	〃
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	〃
	7-3-11-9		吹付工		3-2-14-3 吹付工	2-216
	7-3-11-10		植生工		3-2-14-2 植生工	2-214
	7-3-11-11		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	2-40
	7-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	〃
				かご枠	3-2-3-27羽口工	〃
				連節ブロック張り	3-2-5-3 連節ブロック張り	2-78
第12節 擁壁護岸工	7-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	2-220
	7-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	〃
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	7-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	2-202
	7-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	2-206
	7-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	〃
	7-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	〃
	7-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	2-208
	7-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-206
	7-4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-274
	7-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3 桁製作工	2-196
	7-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-208
	7-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	2-210
第5節 鋼橋架設工	7-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-212
	7-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	7-4-5-6		架設工（ケーブルエクステンション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	7-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-212
	7-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	7-4-5-9		架設工（トラベラー・クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	7-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		2-274
		2	支承工	ゴム支承		2-276
第6節 橋梁現場塗装工	7-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-70
第7節 床版工	7-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-226
第8節 橋梁付属物工	7-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-62
	7-4-8-3		落橋防止装置工			2-276
	7-4-8-5		地覆工			2-278
	7-4-8-6		橋梁用防護柵工			〃
	7-4-8-7		橋梁用高欄工			〃
	7-4-8-8		検査路工			〃
第9節 歩道橋本体工	7-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-74
	7-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	〃
	7-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	7-3-8-9橋脚フーチング工	2-270
				T型	7-3-8-9橋脚フーチング工	〃
	7-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-212
	7-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-70
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	7-5-3-2		プレーム用桁製作工		3-2-12-9プレーム桁製作工	2-208
	7-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-206
	7-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	〃
	7-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	〃
	7-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-210
第5節 PC橋工	7-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-54
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	〃
	7-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-56
	7-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	〃
	7-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	7-5-5-6		支承工		7-4-5-10支承工	2-274
	7-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（クレーン架設）	2-212
	7-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（架設桁架設）	〃
	7-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-226

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	7-5-5-10		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-312
第6節 プレベーム桁橋工	7-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		2-280
	7-5-6-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	7-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-212
	7-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	〃
	7-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	2-226
	7-5-6-9		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
第7節 PCホロースラブ橋工	7-5-7-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	7-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-58
	7-5-7-5		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
第8節 RCホロースラブ橋工	7-5-8-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	7-5-8-4		RC場所打ちホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-58
	7-5-8-5		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-276
第9節 PC版桁橋工	7-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-58
第10節 PC箱桁橋工	7-5-10-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	7-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	2-58
	7-5-10-5		落橋防止装置工		7-4-8-3 落橋防止装置工	2-274
第11節 PC片持箱桁橋工	7-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	2-58
	7-5-11-3		支承工		7-4-5-10 支承工	2-274
	7-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	2-214
第12節 PC押出し箱桁橋工	7-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	2-60
	7-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	2-214
第13節 橋梁付属物工	7-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	2-62
	7-5-13-4		地覆工		7-4-8-5 地覆工	2-278
	7-5-13-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6 橋梁用防護柵工	〃
	7-5-13-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7 橋梁用高欄工	〃
	7-5-13-7		検査路工		7-4-8-8 検査路工	〃
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	7-6-4-3		吹付工			2-280
	7-6-4-4		ロックボルト			〃
第5節 覆工	7-6-5-3		覆工コンクリート工			2-282
	7-6-5-4		側壁コンクリート工		7-6-5-3 覆工コンクリート工	〃
	7-6-5-5		床版コンクリート工			2-284
第6節 インバート工	7-6-6-4		インバート本体工			2-284
第7節 坑内付帯工	7-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	2-68
第8節 坑門工	7-6-8-4		坑門本体工			2-284

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	7-6-8-5		明り巻工			2-286
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	7-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-210
第6節 現場打構築工	7-11-6-2		現場打躯体工			2-288
	7-11-6-4		カラー継手工			〃
	7-11-6-5	1	防水工	防水		〃
		2	防水工	防水保護工		〃
		3	防水工	防水壁		2-290
第7節 プレキャスト構築工	7-11-7-2		プレキャスト躯体工			〃
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	7-12-5-2		管路工	管路部		2-290
	7-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		2-292
	7-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	7-11-6-2 現場打躯体工	2-288
第6節 付帯設備工	7-12-6-2		ハンドホール工			2-292
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	7-13-3-4		官路工	管路部	7-12-5-2 官路工（管路部）	2-290
第4節 付帯設備工	7-13-4-2		ハンドホール工		7-12-6-2 ハンドホール工	2-292
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	7-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-172
	7-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	〃
	7-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			2-294
	7-14-4-5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）			〃
	7-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-174
	7-14-4-7		路上再生工			2-296
	7-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-164
第5節 排水構造物工	7-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-68
	7-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	〃
	7-14-5-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	2-70
	7-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-68
	7-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	〃
	7-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	〃
第6節 防護柵工	7-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-50
	7-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	〃
	7-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	〃
	7-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	〃
第7節 標識工	7-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-48
	7-14-7-4		大型標識工		7-2-9-4大型標識工	2-250
第8節 道路付属施設工	7-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-52
	7-14-8-5		ケーブル配管工		7-2-12-5ケーブル配管工	2-254
	7-14-8-6		照明工		7-2-12-6照明工	〃
第9節 軽量盛土工	7-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-44
第10節 擁壁工	7-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-220
	7-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	〃

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積（張）工	7-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-78
	7-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-80
第12節 カルバート工	7-14-12-4		場所打函渠工		7-1-9-6場所打函渠工	2-242
	7-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-66
第13節 法面工	7-14-13-2		植生工		3-2-14-2植性工	2-214
	7-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-216
	7-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-218
	7-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	〃
	7-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	〃
第15節 橋梁付属物工	7-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-62
	7-15-15-4		地覆工		7-4-8-5地覆工	2-278
	7-15-15-5		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	7-15-15-6		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	7-15-15-7		検査路工		7-4-8-8検査路工	〃
第17節 現場塗装工	7-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-52
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	7-16-3-4		桁補強材製作工			2-296
	7-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-206
第5節 舗装工	7-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-172
	7-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	〃
	7-16-5-5		切削オーバーレイ工		7-14-4-5切削オーバーレイ工	2-294
	7-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-174
	7-16-5-7		路上再生工		7-14-4-7路上再生工	2-296
	7-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-164
第6節 排水構造物工	7-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-69
	7-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	〃
	7-16-6-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	2-70
	7-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-68
	7-16-6-7		場所排水路工		3-2-3-29場所排水路工	〃
	7-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	〃
第7節 縁石工	7-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-54
第8節 防護柵工	7-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-50
	7-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	〃
	7-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	〃
	7-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	〃
第9節 標識工	7-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-48
	7-16-9-4		大型標識工		7-2-9-4大型標識工	2-250
第10節 区画線工	7-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-52
第12節 道路付属施設工	7-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	〃

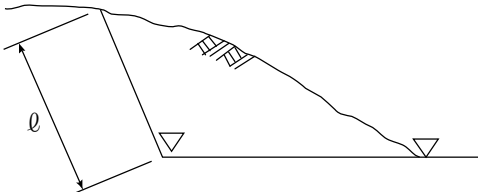
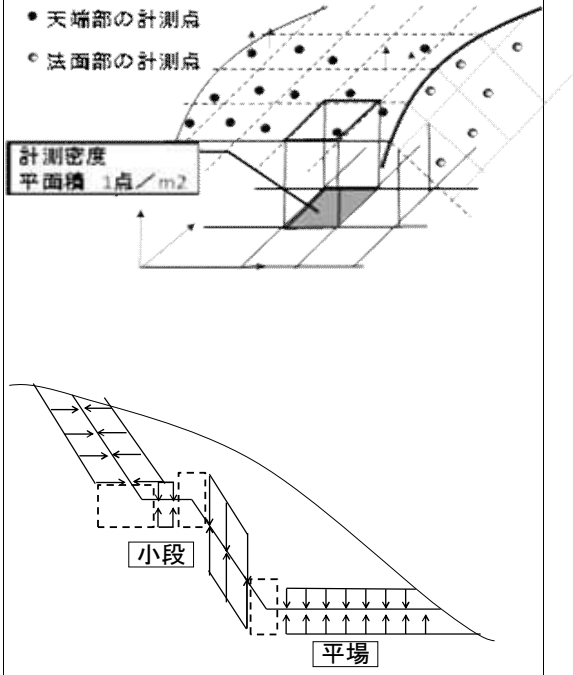
【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	7-16-12-5		ケーブル配管工		7-2-12-5ケーブル配管工	2-254
	7-16-12-6		照明工		7-2-12-6照明工	〃
第13節 軽量盛土工	7-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-44
第14節 擁壁工	7-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-220
	7-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	〃
第15節 石・ブロック積（張）工	7-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-78
	7-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-80
第16節 カルバート工	7-16-16-4		場所打函渠工		7-1-9-6場所打函渠工	2-242
	7-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-66
第17節 法面工	7-16-17-2		植生工		3-2-14-2植性工	2-214
	7-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-216
	7-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-218
	7-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	〃
	7-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	〃
第18節 落石雪害防止工	7-18-18-4		落石防止網工		7-1-11-4落石防止網工	2-242
	7-18-18-5		落石防護柵工		7-1-11-5落石防護柵工	〃
	7-18-18-6		防雪柵工		7-1-11-6防雪柵工	2-244
	7-18-18-7		雪崩予防柵工		7-1-11-7雪崩予防柵工	〃
第20節 鋼桁工	7-16-20-3		鋼桁補強工		7-16-3-4桁補強材製作	2-296
第21節 橋梁支承工	7-16-21-3		鋼橋支承工		7-4-5-10支承工	2-274
	7-16-21-4		P C 橋支承工		7-4-5-10支承工	2-276
第22節 橋梁付属物工	7-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-62
	7-16-22-4		落橋防止装置工		7-4-8-3落橋防止装置工	2-276
	7-16-22-6		地覆工		7-4-8-5地覆工	2-278
	7-16-22-7		橋梁用防護柵工		7-4-8-6橋梁用防護柵工	〃
	7-16-22-8		橋梁用高欄工		7-4-8-7橋梁用高欄工	〃
	7-16-22-9		検査路工		7-4-8-8検査路工	〃
第25節 現場塗装工	7-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-70
	7-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-52

出来形管理基準及び規格値

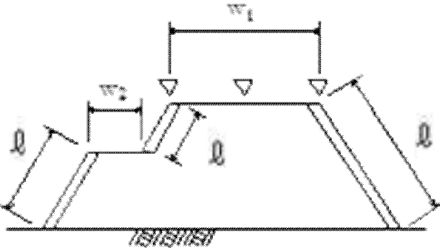
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	－200	
							ℓ ≧ 5m	法長－4%	
			2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均值	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う爆合は，設計図善の測点毎，基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合，その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実地する場合に適用する。 2. 個々の測定値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし，全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩，法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は，標高較差の評価から除く。同様に，標高方向に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は，連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は，評価区間を分割するかあるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300
			3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	－100	
							ℓ ≥ 5m	法長－2%	
						幅 w ₁ , w ₂		－100	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1 点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1 箇所、延長 40m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2 箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3

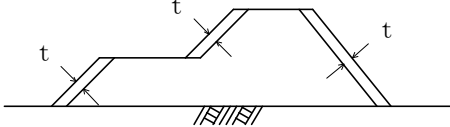
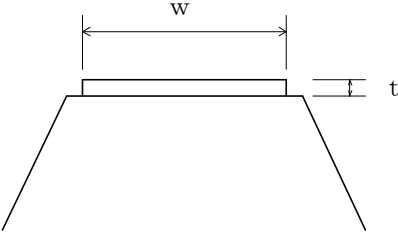
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						天端	標高較差	-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割≥勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1に対する 、水平方向 の長さXを X割と表し たもの			
			4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	基 準 高 ▽		-50	
						厚 さ t		-50	
						控 え 長 さ		設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実地する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実地する場合に適用する。 2. 個々の測定値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するかあるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1箇所、延長 40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4

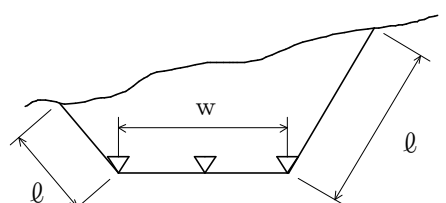
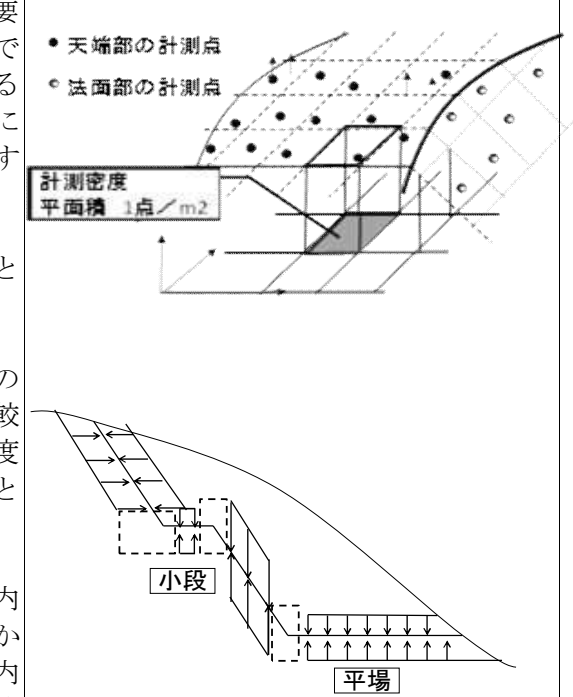
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※－30
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25
							t ≥ 15cm	－50
						幅 w		－100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所，法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
幅は，施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは，施工延長 200mにつき 1 箇所，200m以下は 2 箇所，中央で測定。		1-2-3-6

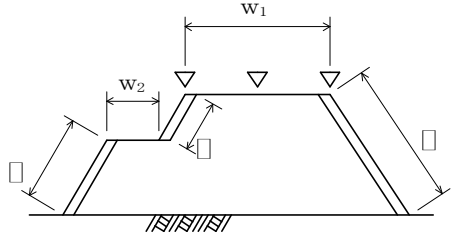
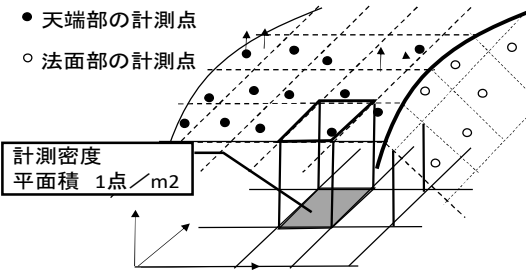
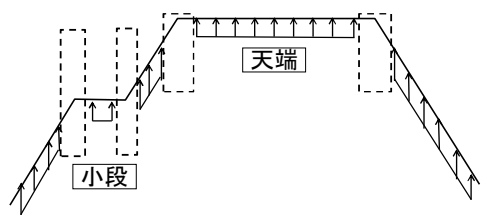
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	－200	
							ℓ ≥ 5m	法長－4%	
						幅 W		－100	
			2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標準較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は，設計図書の測点毎。基準高は，道路中心線及び端部で測定		1-2-4-2
1. 3次元データによる出来高管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実地する場合，その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実地する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし，全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩，法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は，標高較差の評価から除く。同様に，標高方面に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は，連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は，評価区間を分割するか，あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2

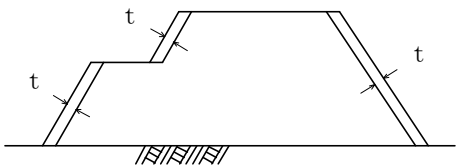
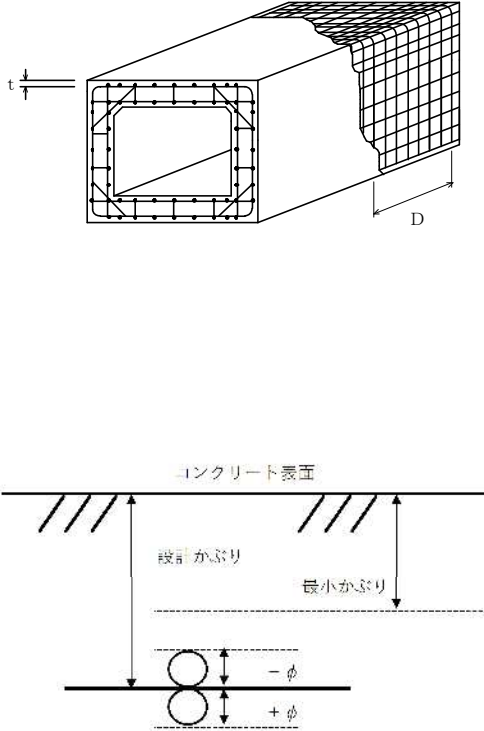
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	－100	
							ℓ ≥ 5m	法長－2%	
						幅 w ₁ , w ₂		－100	
			3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)			平均值	個々の計測値
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は，設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来高管理を面管理で実地する場合，その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実地する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし，全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩，法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は，標高較差の評価から除く。同様に，標高方面に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は，連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は，評価区間を分割するか，あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-2-4-3 1-2-4-4

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※－30
1 共通編	3 無筋，鉄筋	7 鉄筋工	4		組立て	平 均 間 隔 d	± ϕ
						か ぶ り t	設計かぶり± ϕ かつ 最小かぶり 以上

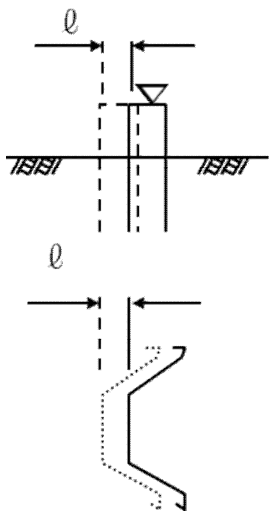
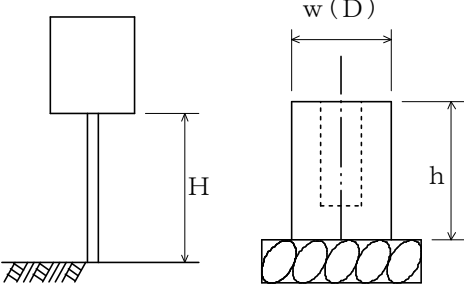
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき 1 箇所，延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
$d = \frac{D}{n - 1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする ϕ：鉄筋径 工事の規模に応じて，1 リフト，1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは，コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし，道路橋示方書の適用を受ける橋については，道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については，第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場制作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては，「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	 ※かぶりは，鉄筋の再外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4

出来形管理基準及び規格値

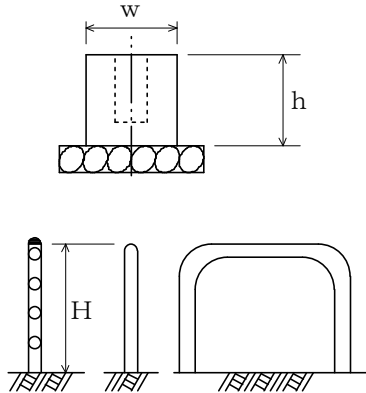
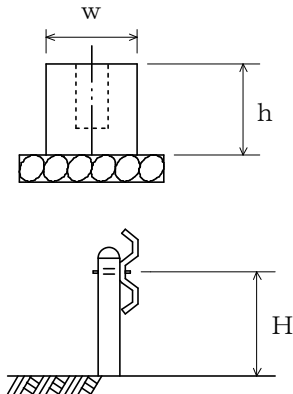
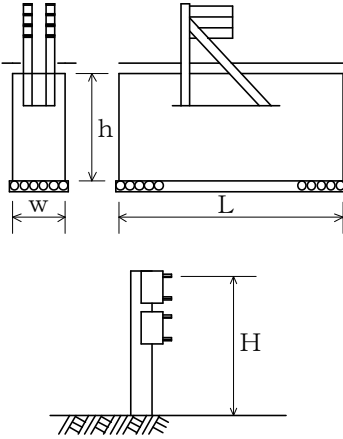
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽		±50
						根 入 長		設計値以上
						変 位 ℓ		100
			5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L		－200
			6		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上
						基礎	幅 w (D)	－30
							高さ h	－30
							根入長	設定値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は，施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 箇所，延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
1 箇所／1 施工箇所 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は，延長の変化点で測定。		3-2-3-5
1 箇所／1 基		3-2-3-6
基礎 1 基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

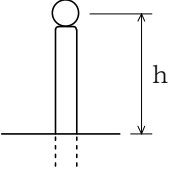
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	－30
							高 さ h	－30
						パイプ取付高 H		+30 －20
			8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	－30
							高 さ h	－30
						ビーム取付高 H		+30 －20
			8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	－30
							高 さ h	－30
							延 長 L	－100
						ケーブル取付高 H		+30 －20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基, 10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7
1 箇所／施工延長 40m 40m以下のものは, 2 箇所／1 施工箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8
1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。

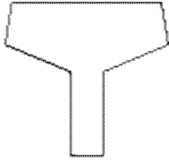
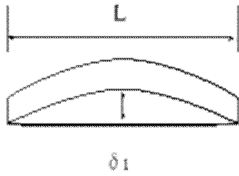
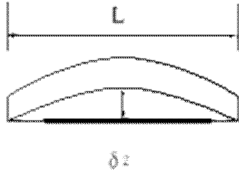
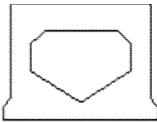
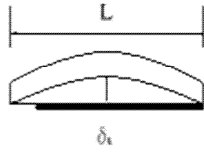
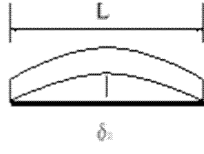
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
			10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食 便覧Ⅱ-82 「 表-Ⅱ.5.5 各 塗料の標準使 用量と標準膜 厚」の標準使 用量以上。

単位：mm

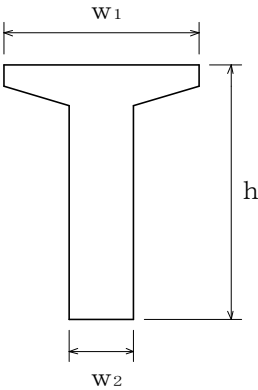
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に，1箇所テストピースにより測定。		3-2-3-9
1箇所／10本 10本以下の場合は，2箇所測定。		3-2-3-10
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して，各塗料の必要量を求め，塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と，塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し，各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L / 1000$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
			12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm L / 1000 \cdots$ $L > 10\text{m}$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10

単位：mm

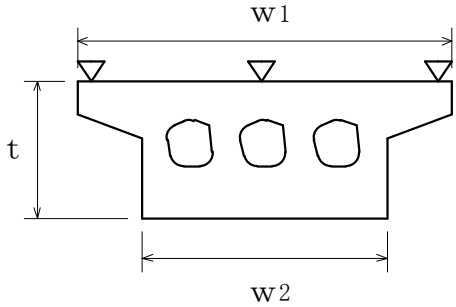
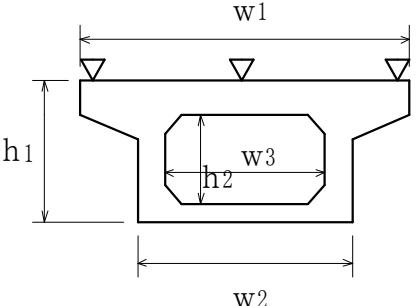
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-2-3-12
	側面図 	
	平面図 	
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-2-3-12
	側面図 	
	平面図 	

単位：mm							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	13	1	ポストテンション桁 製作工	幅（上） w_1	+10 －5
						幅（下） w_2	±5
						高 さ h	+10 －5
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ －30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
			13	2	プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—
						断面の外形寸法（mm）	—
			14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ －30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部，中央部の3箇所とする。 なお，JIS マーク表示品を使用する場合は，製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては，「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は，図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-1314
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部，中央部の3箇所とする。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-14

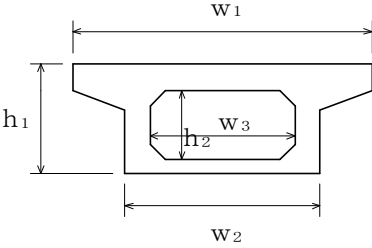
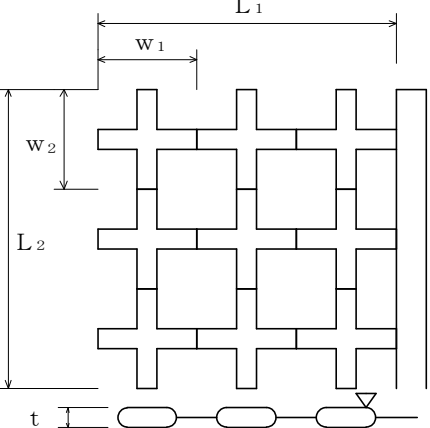
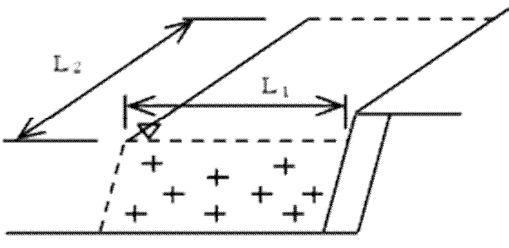
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ▽	±20
						幅 w_1, w_2	－ 5 ～＋30
						厚 さ t	－10～＋20
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ－30 mm以 内
		16	1		P C箱桁製作工	基 準 高▽	±20
						幅（上） w_1	－ 5 ～＋30
						幅（下） w_2	－ 5 ～＋30
						内 空 幅 w_3	± 5
						高 さ h_1	＋10 － 5
						内空高さ h_2	＋10 － 5
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ－30 mm以 内

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 基準高は，1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点，幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については，第 3 編 3 － 2 － 18 － 2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては，「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
桁全数について測定。 基準高は，1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点，幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については，第 3 編 3 － 2 － 18 － 2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては，「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

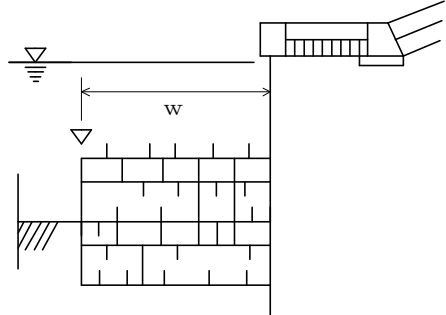
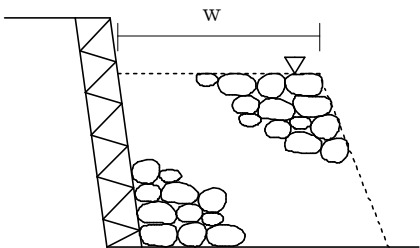
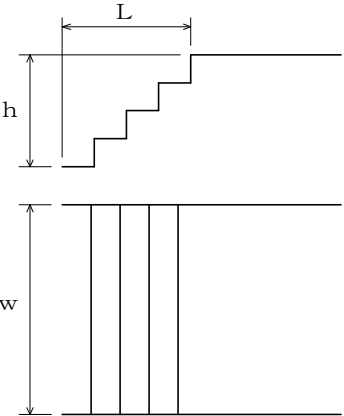
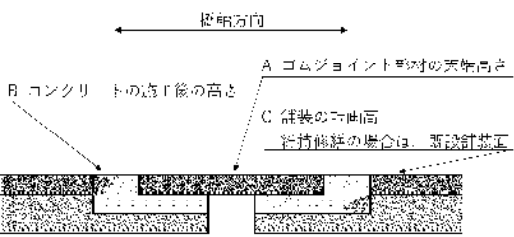
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		－ 5 ～ ＋ 30
						幅（下） w_2		－ 5 ～ ＋ 30
						内 空 幅 w_3		± 5
						高 さ h_1		＋ 10 － 5
						内空高さ h_2		＋ 10 － 5
						桁 長 ℓ		$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ － 30 mm以内
		17		根固めブロック工	層積	基準高▽		± 100
						厚さ t		－ 20
						幅 w_1, w_2		－ 20
						延長 L_1, L_2		－ 200
					乱積	基準高▽		± $t / 2$
						延長 L_1, L_2		－ $t / 2$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は，両端部，中央部の 3 箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については，第 3 編 3 － 2 － 18 － 2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては，「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅，厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所毎		3-2-3-17
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		t は根固めブロックの高さ

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150
						幅 w	±300
						延 長 L	－200
			19		捨石工	基 準 高 ▽	－100
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
			22		階段工	幅 w	－30
						高 さ h	－30
						長 さ L	－30
						段 数	± 0 段
		24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	
					表 面 の 凹 凸	3	
					仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～－2	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		3-2-3-18
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-19
1回／1施工箇所		3-2-3-22
高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3 m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下	 図解方向 A ゴムジョイント部での実測高さ B コンクリートの施工後の高さ C 舗装の上面高 ※付帯部は、新設計画 ・据付け高：「A」と「Aの設計値」との差分 ・仕上げ高：既設コンクリートがある場合「A」と「B」の差分 ・家屋のコンクリートが無い場合「A」と「C」の差分	3-2-3-24

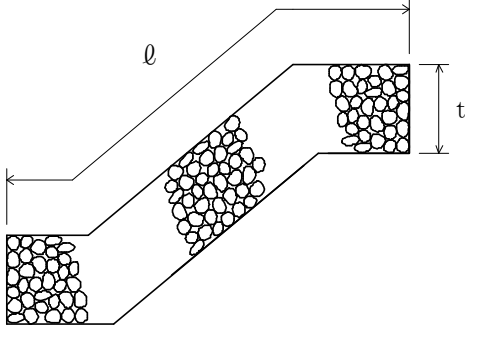
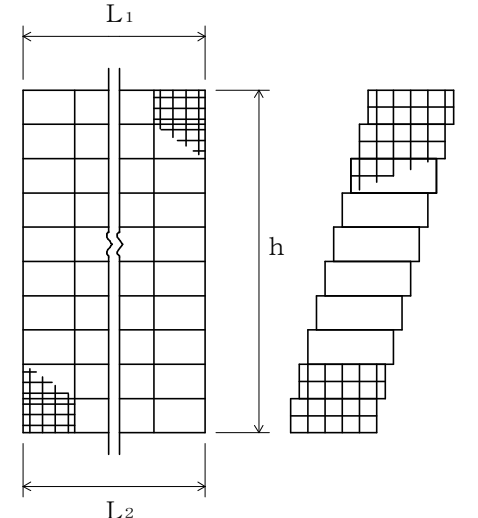
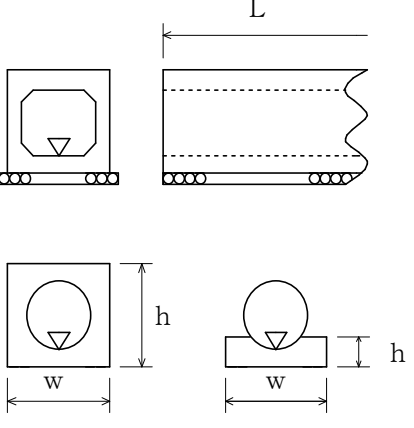
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据 付 け 高 さ	± 3
							橋軸方向各点 の相対差	3
							表 面 の 凹 凸	3
							歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2
							歯咬み合い部の 縦方間隔W ₁	± 2
							歯咬み合い部の 横方間隔W ₂	± 5
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0 ～ - 2
			24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)		表面の凹凸	3
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ～ + 3
			26	1	多自然型護岸工 (巨石張り，巨石積み)		基 準 高 ▽	±500
							法 長 ℓ	-200
							延 長 L	-200
			26	2	多自然型護岸工 (かごマット)		法 長 ℓ	-100
							厚 さ t	-0.2 t
							延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部，中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凸凹は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部，中央部の計3点。		3-2-3-24
高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1箇所，延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-26
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1箇所，延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-26

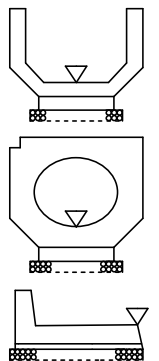
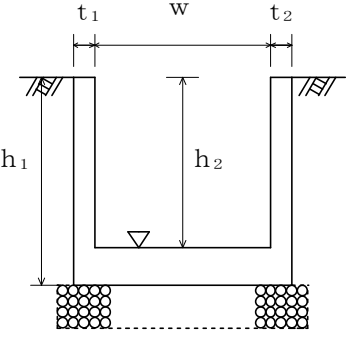
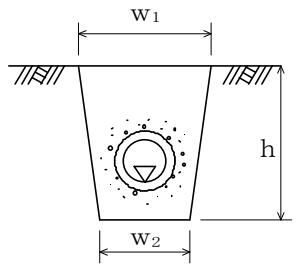
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	－50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	－100
						厚 さ t		－50
			27	2	羽口工 (ふとんかご，かご 枠)	高 さ h		－100
						延 長 L_1, L_2		－200
		3	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		±30
						※幅 w		－50
						※高 さ h		－30
						延 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所，延長 40m （または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。		3-2-3-27
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所，延長 40m （または 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。		3-2-3-27
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所，施工延長 40 m（または 50m）以下のものは 1 施 工箇所につき 2 箇所。 ※印は，現場打部分のある場合。		3-2-3-28
1 施工箇所		

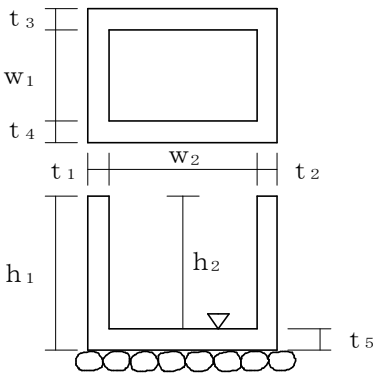
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200
			29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t ₁ , t ₂	－20
						幅 w	－30
						高 さ h ₁ , h ₂	－30
						延 長 L	－200
			29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽	±30
						幅 w ₁ , w ₂	－50
						深 さ h	－30
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さ以外の測定項目については，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることできる。		3-2-3-29
1 施工箇所 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，延長の変化点で測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さ以外の測定項目については，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることできる。		3-2-3-29
1 施工箇所毎 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，延長の変化点で測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所。 延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることできる。		3-2-3-29
1 施工箇所毎 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，延長の変化点で測定。		

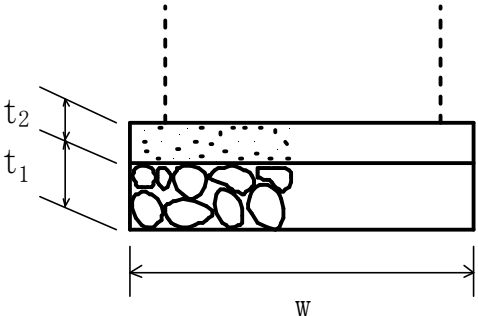
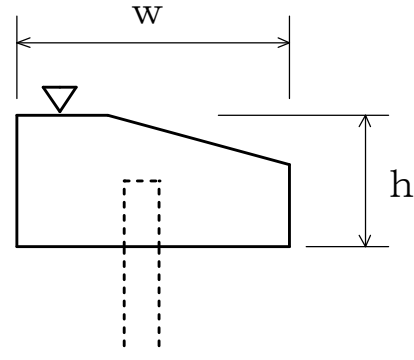
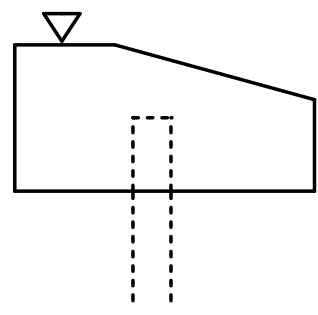
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	30		集水柵工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20
						※幅 w_1, w_2	－30
						※高さ h_1, h_2	－30
			31		現場塗装工	塗 膜 厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることできる。		3-2-3-30
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500 m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は25 点とし、各点の測定は5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m ² に満たない場合は10 m ² ごとに1 点とする。		3-2-3-31

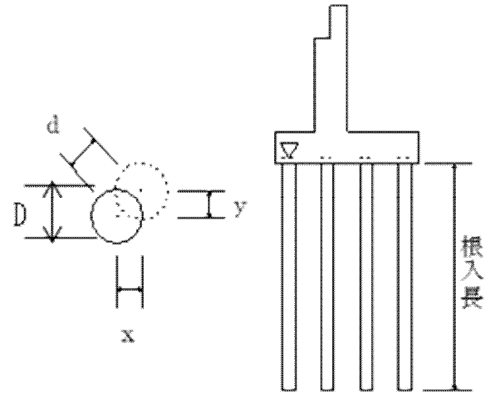
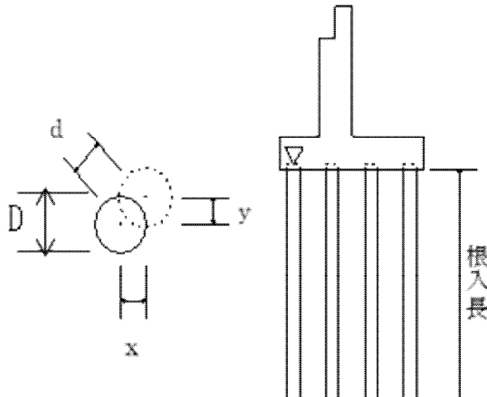
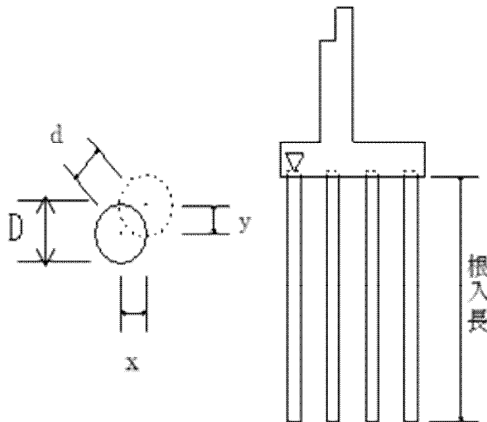
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t ₁ , t ₂	－30
						延 長 L	各構造物の 規格値による
			3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	－30
						高 さ h	－30
						延 長 L	－200
			3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所，延長 40m （または 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。		3-2-4-1
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所，延長 40m （または 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は，同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合 は 50m）につき 1 箇所，延長 40m （または 50m）以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		3-2-4-3

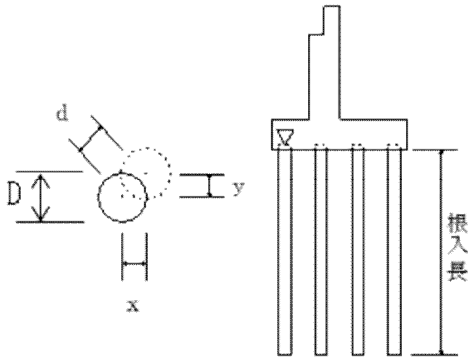
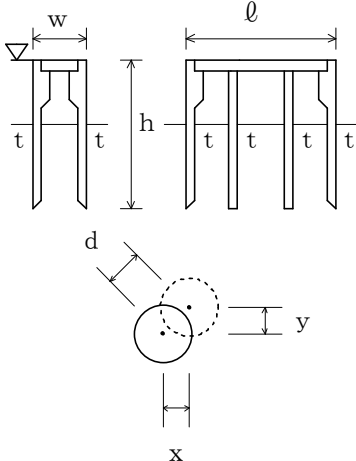
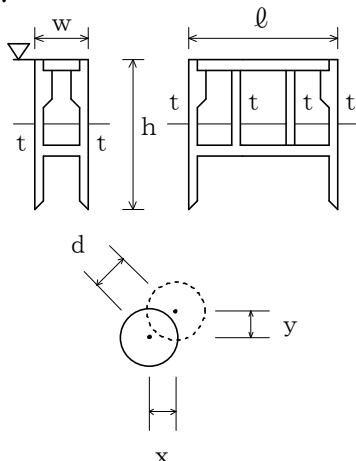
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/ 4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
		4	2	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/ 4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径 D	設計値以上
			5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径 D	設計径（公称 径）-30 以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方面，橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方面，橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方面，橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5

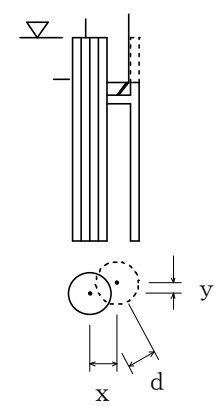
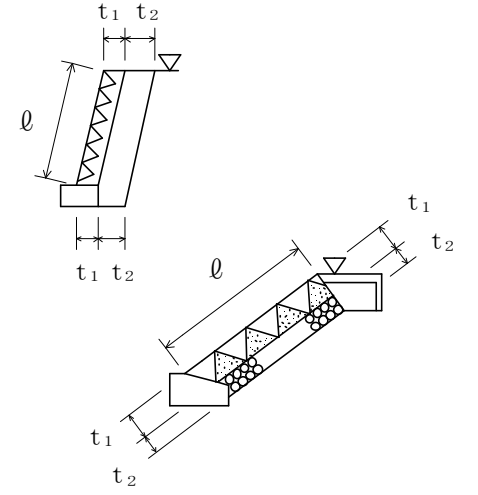
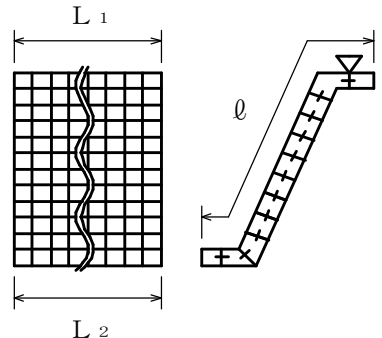
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※
			7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さℓ	－50
						ケーソンの幅 w	－50
						ケーソンの高さh	－100
						ケーソンの壁厚 t	－20
						偏 心 量 d	300 以内
			8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さℓ	－50
						ケーソンの幅 w	－50
						ケーソンの高さh	－100
						ケーソンの壁厚 t	－20
						偏 心 量 d	300 以内

単位：mm

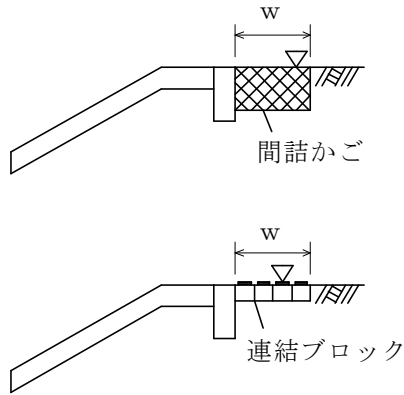
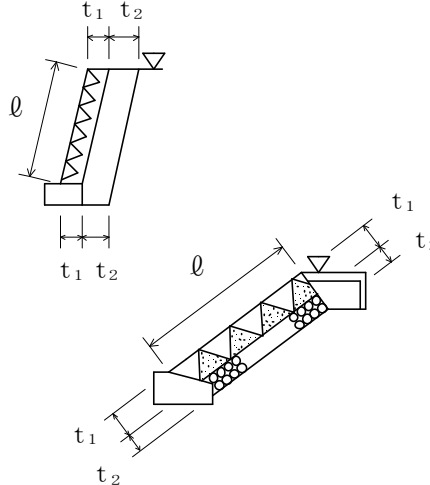
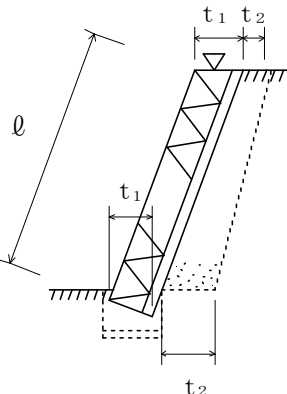
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方面、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ラiserプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100					
						根 入 長	設計値以上					
						偏 心 量 d	300 以内					
	ク ッ ロ ブ 工 張 積	5 石 ・ 積	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50					
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50				
							ℓ ≥ 3 m	－100				
						厚さ (ブロック積張) t ₁	－50					
						厚さ (裏込) t ₂	－50					
						延 長 L	－200					
						ク ッ ロ ブ 工 張 積	5 石 ・ 積	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50
											法 長 ℓ	－100
	延長 L ₁ , L ₂	－200										

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は，全数を測定。 偏心量は，1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工 張 積	5 石 ・ 積	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
			4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$ －50
							$\ell \geq 3\text{ m}$ －100
						厚さ（ブロック） t_1	－50
						厚さ（裏込） t_2	－50
						延 長 L	－200
			5		石積（張）工	基 準 高 ▽	±50
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$ －50
							$\ell \geq 3\text{ m}$ －100
						厚さ（石積・張） t_1	－50
						厚さ（裏込） t_2	－50
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位 要mm
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	－20～＋50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
標準重ね幅 100mm に対し，1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-3-4

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	7	1	ア ス フ ア ル ト 舗 装 工 (下 層 路 盤 工)	基準高▽	±40
										±50
										—
										—
									厚 さ	—45
										—45
										—15
										—15
									幅	—50
										—50
										—
										—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の 場合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上 3,000 t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	6	一般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25 －30 － 8 －10
									幅	－50 －50 — —

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。なお、1,000 m²未満で異常がなければ材料納入伝票等の数量を用いた計算値に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X₁₀）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X₁₀）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X₁₀）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－25	－ 3	－ 4

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の平 均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3m プ ロファイルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X₁₀）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 <u>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</u>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場 合は測定値の平 均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－17	－20	－ 2	－ 3	
						平 坦 性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm 以 下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以 下		
			8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15	
						幅	－50	－50	—	—	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 <u>1,000 ㎡未満の舗装工事及び維持工事</u>においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15
			8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－54	－63	－ 8	－10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
						測定項目	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—
			8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－54	－63	－ 8	－10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>コアは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
							－15	－20	－ 5	－ 7
							－50	－50	—	—
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ				
						幅				
			8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>コアは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-8
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
						測定項目	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—
			8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－26	－ 3	－ 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場 合は測定値の平 均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以 下	
			8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－17	－20	－ 2	－ 3
						平 坦 性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以 下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000 m ² 未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 1,000 m ² 未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—
			9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚 さ 有 り は 標 高 較 差	±90	±90	+40 －15	+50 －15

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—
			9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－54	－63	－ 8	－10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
1.3 次元データによる出来形管理において 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—
			9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－54	－63	－ 8	－10

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—
			9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－36	－45	－ 5	－ 7

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異量をを用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
1.3 次元データによる出来形管理において 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—
			9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－25	－ 3	－ 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	
		9	12		排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－17	－20	－ 2	－ 3
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 <u>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事</u> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 <u>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事</u> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10
							t ≥ 15cm	－45	－15
						幅	－100		—
		10	2		透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 －70	+50 －10
							t ≥ 15cm	±90	+50 －15
						厚さある いは標高 較差	t < 15cm	+90 -70	+50 －10
							t ≥ 15cm	±90	+50 －15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	－9		－3
						幅	－25		—
			10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20		－3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>とする。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
1．「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値					
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の平 均			
									中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7		
						幅	－50	－50	—	—		
			11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－36	－45	－ 5	－ 7		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—
			11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－25	－ 3	－ 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
1.3 次元データによる出来形管理において 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	
		11	6		グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－17	－20	－ 2	－ 3
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 <u>コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 <u>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事</u> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 <u>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事</u> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の平 均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	－45		－15	
						幅	－50		—	
			12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚 さ あ る いは 標 高 較 差	±90	±90	+40 －15	+50 －15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		
						幅	－50		—		
			12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－55	－66	－ 8		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		—	
			12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	
						幅	－25		—	
			12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－20	－27	－ 3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10		—3.5		
						幅	—25		—		
						平 坦 性	—		コンクリートの 硬化後 3mプロ ファイルメータ ーにより機械舗 設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下		
						目地段差	± 2				
			12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	—22		—3.5		
						平 坦 性	—		3mプ ロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下		
						目地段差	± 2				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200 m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 1,000 m ² 未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 1,000 m ² 未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		
						厚 さ	－45		－15		
						幅	－50		—		
			12	12	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	
						厚さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		—	
			12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は，延長 80m毎に 1 箇所の割とし，厚さは，各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし，幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお，厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u>	工事規模の考え方 中規模とは，1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは，表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは，個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに，10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし，厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合，その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし，全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは，直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は，直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合，基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは，1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは，表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8		
						幅	－50		—		
			12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント（石灰・瀝 青）安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－55	－66	－ 8		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80 m以下の間隔で測定することができる。 コアは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－ 9	－12	－ 3		
						幅	－25		—		
			12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－27	－ 3		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 コアーは、3,000 m ² 未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m ² 未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5		
						幅	－35		—		
						平 坦 性	—		転圧コンクリート の硬化後，3m プロフィルメー タ ー に よ り (σ)2.4mm 以下。		
						目地段差	± 2				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは，各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水準またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定，幅は，延長 80m毎に 1 箇所の割で測定，平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上，全延長とする。ただし，幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは，1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは，表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは，個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに，10 個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし，厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は，他の方法によることが出来る。 1,000 m ² 未満の舗装工事及び維持工事においては，平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
隣接する各目地に対して，道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－32		－4.5		
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下		
						目地段差	± 2				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。 <u>1,000 m²未満の舗装工事及び維持工事</u>においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		
						厚 さ	－45		－15		
						幅	－50		—		
			13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8		
						幅	－50		—		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u> 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X₁₀）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
		3-2-6-13

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚	さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		—		
			13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚	さ	－15	－20	－ 5	
						幅	－50		—		
			13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚	さ	－ 9	－12	－ 3	
						幅	－25		—		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 コアーは、3,000 m²未満の場合は最低3個とする。また、1,000 m²未満で異常がなければ材料の納入伝票等の数量を用いた計算値の確認に替えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
		3-2-6-13

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
										中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		
						厚さ	－45		－15		
						幅	－50		—		
			14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		
幅	－50					—					

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は，延長 40m毎に 1 箇所の割とし，道路中心線及び端部で測定。 厚さは，各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は，延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。<u>なお，厚さの管理を 下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</u>	工事規模の考え方 中規模とは， 1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは，表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは，個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに，10 個の測定値の平均値（X₁₀）について満足しなければならない。ただし，厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
		3-2-6-14

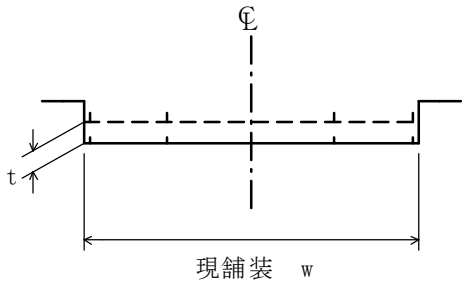
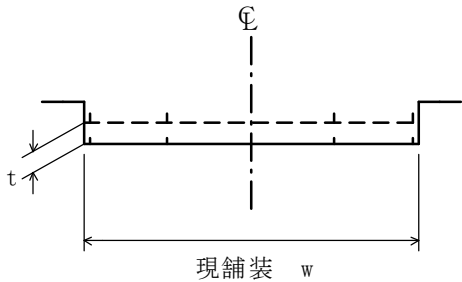
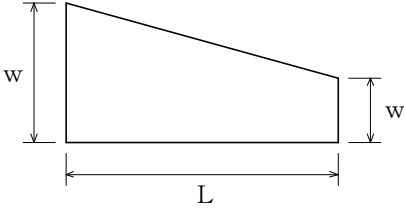
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	
						幅	－50		—	
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	
						幅	－50		—	
			14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		—	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000 m²に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 コアーは、3,000 m²未満の場合は最低 3 個とする。また、1,000 m²未満で異 常がなければ材料の納入伝票等の数量 を用いた計算値の確認に替えることが できる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値（X₁₀）について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコ アー採取により床版等に損傷を与える 恐れのある場合は、他の方法によるこ とが出来る。	3-2-6-14
		3-2-6-14
		3-2-6-14

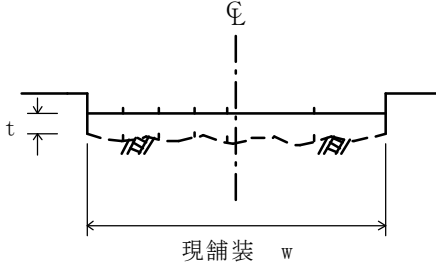
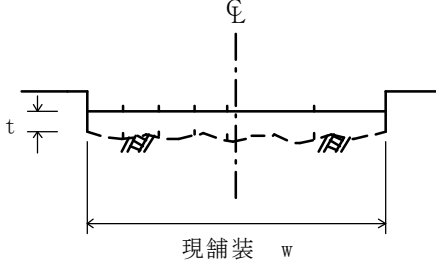
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
3	土木工事共通編	2 一般施工	15	1	路面切削工	厚 さ t	－ 7	－ 2
						幅 w	－25	—
			15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t	－17 (17) (面管理として緩和)	－ 2 (2)
						幅 w	－25	—
			16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50
							延長 L	－100
							厚さ t	該当工種
						舗設工	幅 w	－25
							延長 L	－100
							厚さ t	該当工種

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線，車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は，2箇所／施工箇所とする。 断面状況で，間隔，測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
1．「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし，すべての点で設計名との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さ t または標高較差は，現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4．幅は，延長 40m 毎に測定するものとし，延長 40m 未満の場合は，2 箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
各層毎 1 箇所／ 1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16

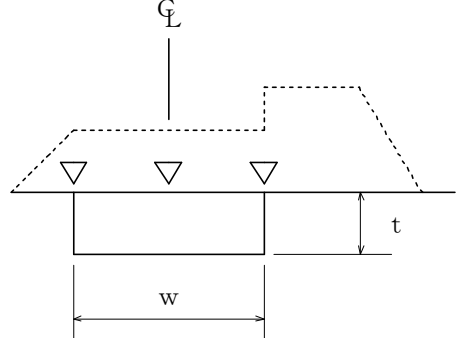
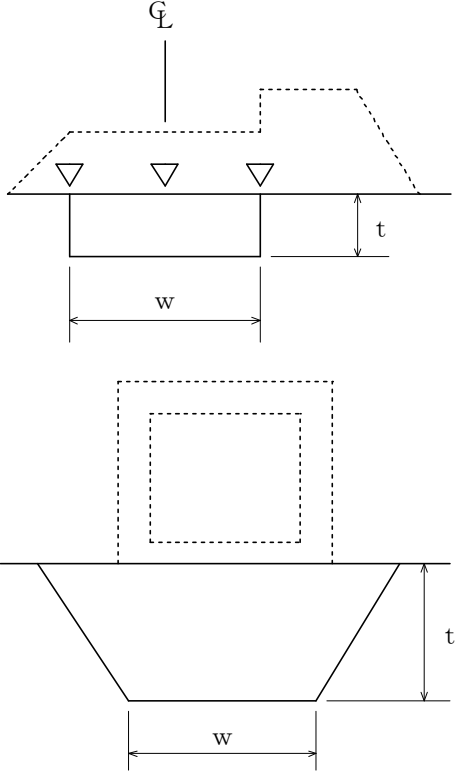
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17		オーバーレイ工	厚 さ t	－ 9	
						幅 w	－ 25	
						延 長 L	－ 100	
						平 坦 性	—	3m ^{プロファイルメーター} (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
			17		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－ 20	－ 3
						平 坦 性	—	3m ^{プロファイルメーター} (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
					オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	－ 20	－ 3
						平 坦 性	—	3m ^{プロファイルメーター} (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
						厚さ あるいは 標高較差	－ 20	－ 3
						平 坦 性	—	3m ^{プロファイルメーター} (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線，車道端及びその中心とする。 幅は，延長 80m毎に 1 箇所の割とし，延長 80m未満の場合は， 2 箇所／施工箇所とする。 断面状況で，間隔，測点数を変えることが出来る。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合，その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし，全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは，施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は，オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		

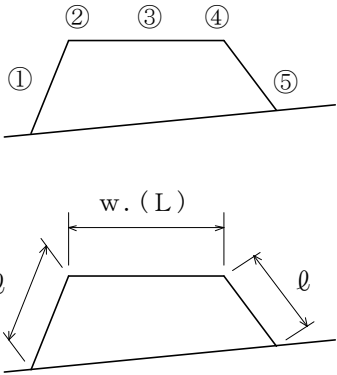
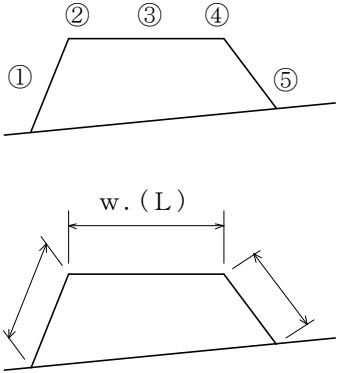
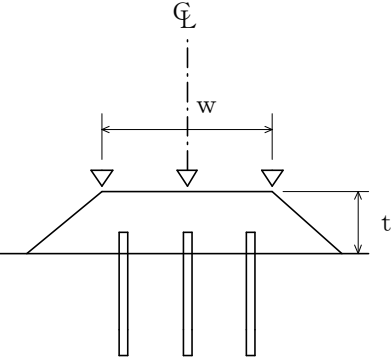
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	7	地盤改良工	路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50
						施工厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
		3			置換工	基 準 高 ▽	±50
						置換厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t，天端幅 w，天端延長 Lを確認（実測は不要）		3-2-7-2
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3

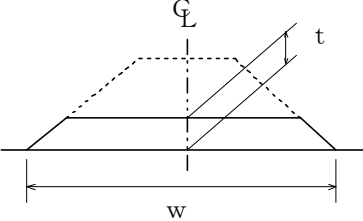
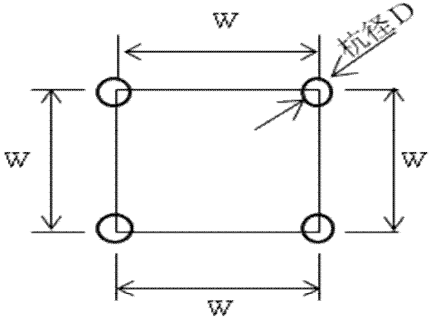
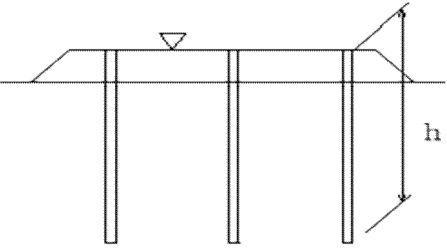
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	－500
						天 端 幅 w	－300
						天端延長 L	－500
		4	2		表層安定処理工 (I C T施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	－500
						天 端 幅 w	－300
						天端延長 L	－500
		5			パイルネット工	基 準 高 ▽	±50
						厚 さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき， 1 測点当たり 5 点以上測定。		3-2-7-4
w.(L) は施工延長 40mにつき 1 箇所， 80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
施工延長 10mにつき， 1 測点当たり 5 点以上測定。		3-2-7-4
「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は，全体改良範囲図を用いて，施工厚さ t，天端幅 w，天端延長 Lを確認（実測は不要）		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については，当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5

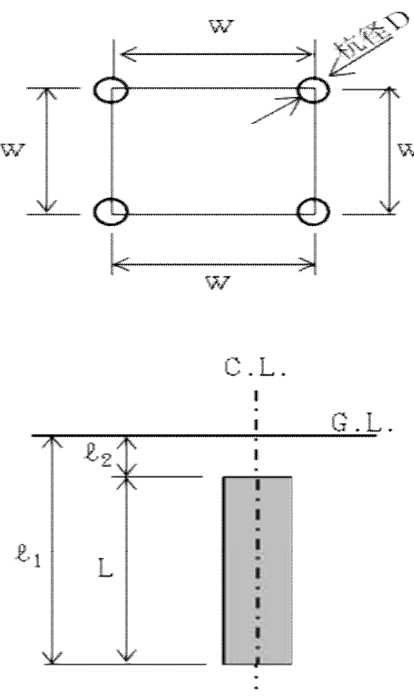
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
			7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン，袋詰式サンドドレーン，サンドコンパクションパイルの砂投入量	—
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 		3-2-7-6
100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。 ただし，ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-7-7 3-2-7-8

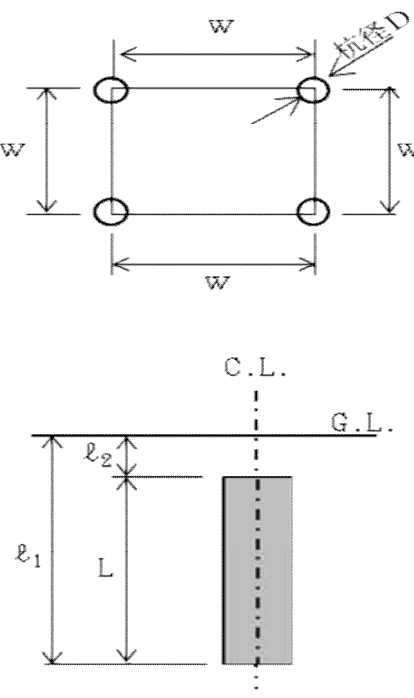
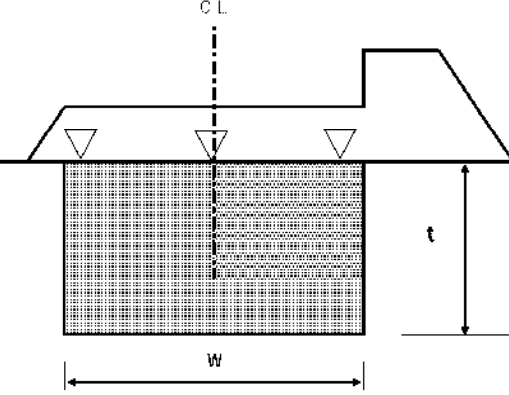
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50
						位 置 ・ 間 隔 w	D / 4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 L	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。 1 箇所に 4 本測定。 全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度		3-2-7-9

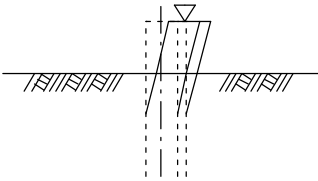
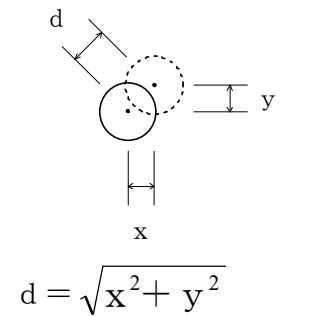
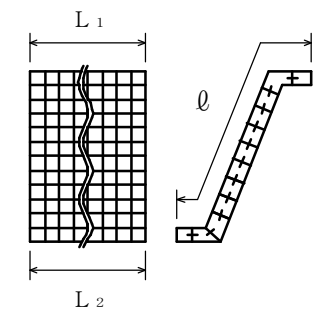
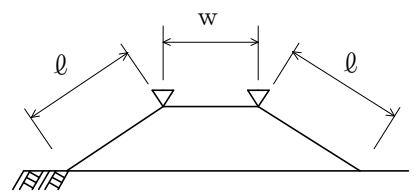
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基 準 高 ▽	0 以上
						位置・間隔w	D/8 以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
			9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上
						施工厚さ t	設計値以上
						幅 W	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
杭芯一管理票により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯一管理票により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘り起こしによる実測確認は不要) 工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘り起こしによる実測確認は不要) 全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		3-2-7-9
1,000 m ² ～4,000 m ² につき1箇所、または、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 1,000 m ² 以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt幅w、延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-9

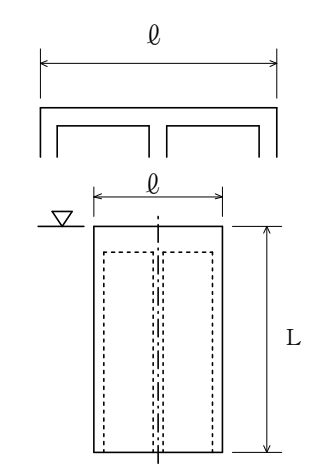
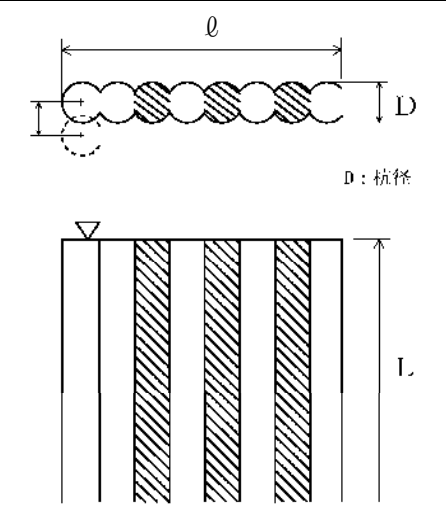
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
			5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
			5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100
						延長 L_1 L_2	－200
			5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50
						天 端 幅 w	－100
						法 長 ℓ	－100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所。延長 40m（または 50m）以下のものは，1 施工箇所につき 2 箇所。 <u>（任意仮設は除く）</u>		3-2-10-5
全数 <u>（任意仮設は除く）</u>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-10-5
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	 L_1 L_2	3-2-10-5
1 施工箇所毎		
施工延長 50mにつき 1 箇所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 <u>（任意仮設は除く）</u>	 w L	3-2-10-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50
			9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50
						連壁の長さ ℓ	－50
						変 位	300
						壁 体 長 L	－200
			10		地中連続壁工（柱列式）		
						基 準 高 ▽	±50
						連壁の長さ ℓ	－50
						変 位 d	D/4 以内
						壁 体 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 50mにつき 1 箇所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 <u>(任意仮設は除く)</u>		3-2-10-5
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所。延長 40m（または 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 箇所。延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-10-9
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所。延長 40m（または 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき 1 箇所。延長 20m（または 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-10-10 D：杭径

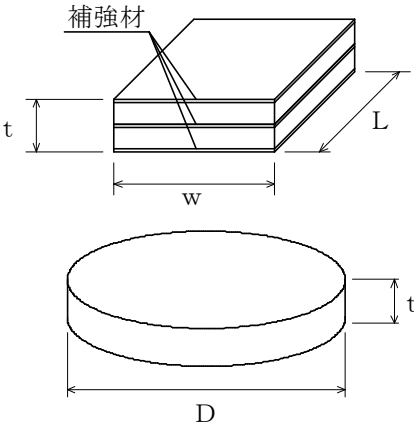
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下 部鋼 構造 物と の接 合用 ボルト孔	孔の直径差		+ 2 － 0
							中心 距離	ボスの突起を基準 にした孔の位置のずれ	
								≦1000mm	1 以下
								ボスの突起を基準 にした孔の位置のずれ	
								>1000mm	1.5 以下
						カ ン ア ン ボ ルト ボ ルト 用 孔 (鋳 放 し)	孔 の 直 径	≦100mm	+ 3 － 1
								>100mm	+ 4 － 2
						孔の中心距離 ※1		JIS B 0403 -1995 CT13	
						タ ン セ	ボ ス の 直 径		+ 0 － 1
							ボ ス	ボ ス の 高 さ	+ 1 － 0
						ボ ス ※ 5	ボ ス の 直 径		+ 0 － 1
							ボ ス の 高 さ		+ 1 － 1
					(次頁に続く)				

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※ 1) ガス切断寸法を準用 ※ 2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※ 3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては C T 1 3 を適用するものとする。 ※ 4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※ 5) 組み立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
3-2-12-1		

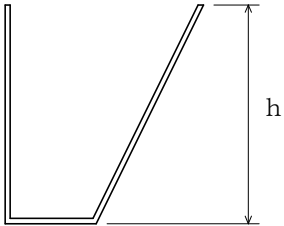
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角 方向の長さ寸法		JIS B 0403 -1995 CT13	
						全 移 動 量 ℓ ※4	ℓ ≤300mm	± 2	
							ℓ >300mm	±ℓ /100	
						組 立 高 さ H	上, 下面加工仕上げ		± 3
							コ ン ク リ ー ト 構 造 用	H ≤300mm	± 3
								H >300mm	(H/200+3) 小数 点以下切り捨て
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※1), ※2) ※3)		JIS B 0403 -1995 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※1) ※2)		JIS B 0403 -1995 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405 -1991 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417 -1979 B 級
		1	2		鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D ≤500		0 ～ + 5
							500 < w, L, D ≤1500mm		0 ～ + 1 %
							1500 < w, L, D		0 ～ +15
						厚 さ t	t ≤20mm		±0.5
							20 < t ≤160		±2.5%
							160 < t		± 4
						相 対 誤 差	w, L, D ≤1000		1
							1000 mm < w, L, D		(w, L, D) /1000

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※ 1) ガス切断寸法を準用 ※ 2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※ 3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては C T 1 3 を適用するものとする。 ※ 4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※ 5) 組み立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1

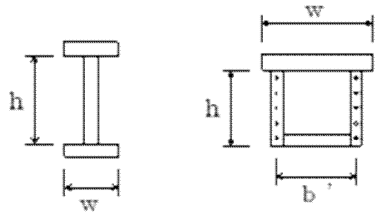
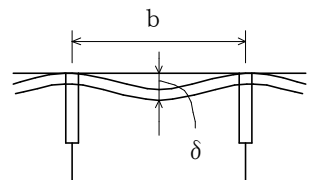
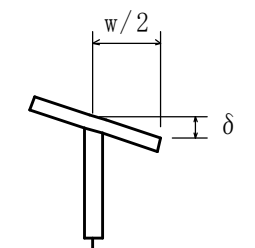
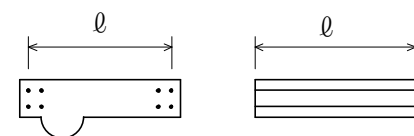
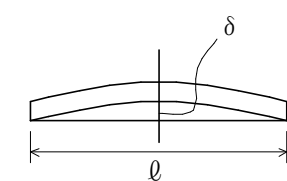
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
			1	4	刃口金物製作工		刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$
							外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1

単位：mm

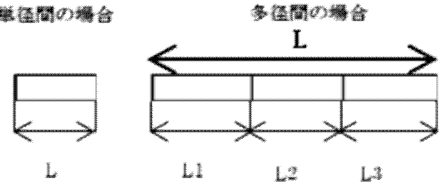
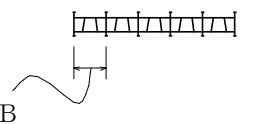
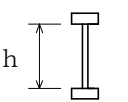
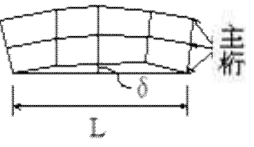
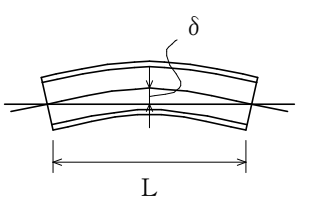
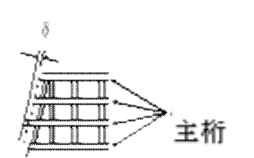
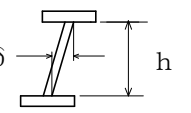
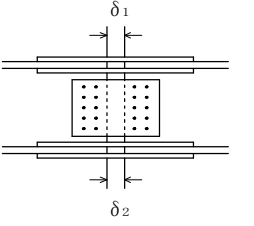
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)		フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$
							腹板高 h (m)	
							腹板間隔 b' (m)	
						板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h / 250$
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$
						フランジの直角度 δ (mm)		
								$w / 200$
						部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
							トラス, アーチなど	$\pm 2 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
							圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に，5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお，JIS マーク表示品を使用する場合は，製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		 I 型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板またはリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)			3-2-12-3
			3-2-12-3
原則として仮組立をしない状態の部材について，主要部材全数を測定。			3-2-12-3
—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		3-2-12-3

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし，「板の平面度 δ ，フランジの直角度 δ ，圧縮材の曲り δ 」の規格値の h，b，w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

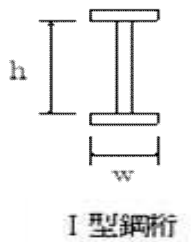
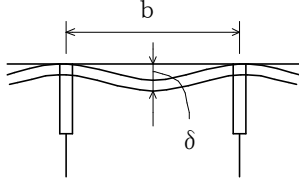
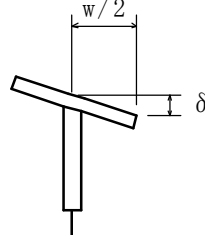
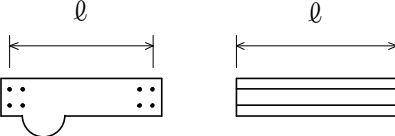
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (10+L/10) ± (10+L _n /10)
						主桁，主構の中心間距離 B (m)	± 4 …… B ≤ 2 ± (3+B/2) …… B > 2
						主構の組立高さ h (m)	± 5 …… h ≤ 5 ± (2.5+h/2) …… h > 5
						主桁，主構の通り δ (mm)	5+L/5 …… L ≤ 100 25 …… L > 100
						主桁，主構のそり δ (mm)	-5 ~ +5 …… L ≤ 20 -5 ~ +10 …… 20 < L ≤ 40 -5 ~ +15 …… 40 < L ≤ 80 -5 ~ +25 …… 80 < L ≤ 200
						主桁，主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10
						主桁，主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000
						現場継手部のすき間 δ ₁ ，δ ₂ (mm)	± 5

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
各主桁について 10 ~ 12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
主桁，主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ ，δ ₂ のうち大きいもの なお，設計値が 5 mm未満の場合は，すき間の許容範囲の下限値を 0 mmとする。 (例：設計値が 3 mmの場合，すき間の許容範囲は 0 mm～8 mm)			3-2-12-3

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。
ただし，「主桁，主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅w (m) 腹板高 h (m)		$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2)$ $2.0 < w$	
						部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	$h / 250$
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$
								フランジの直角度 δ (mm)	
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

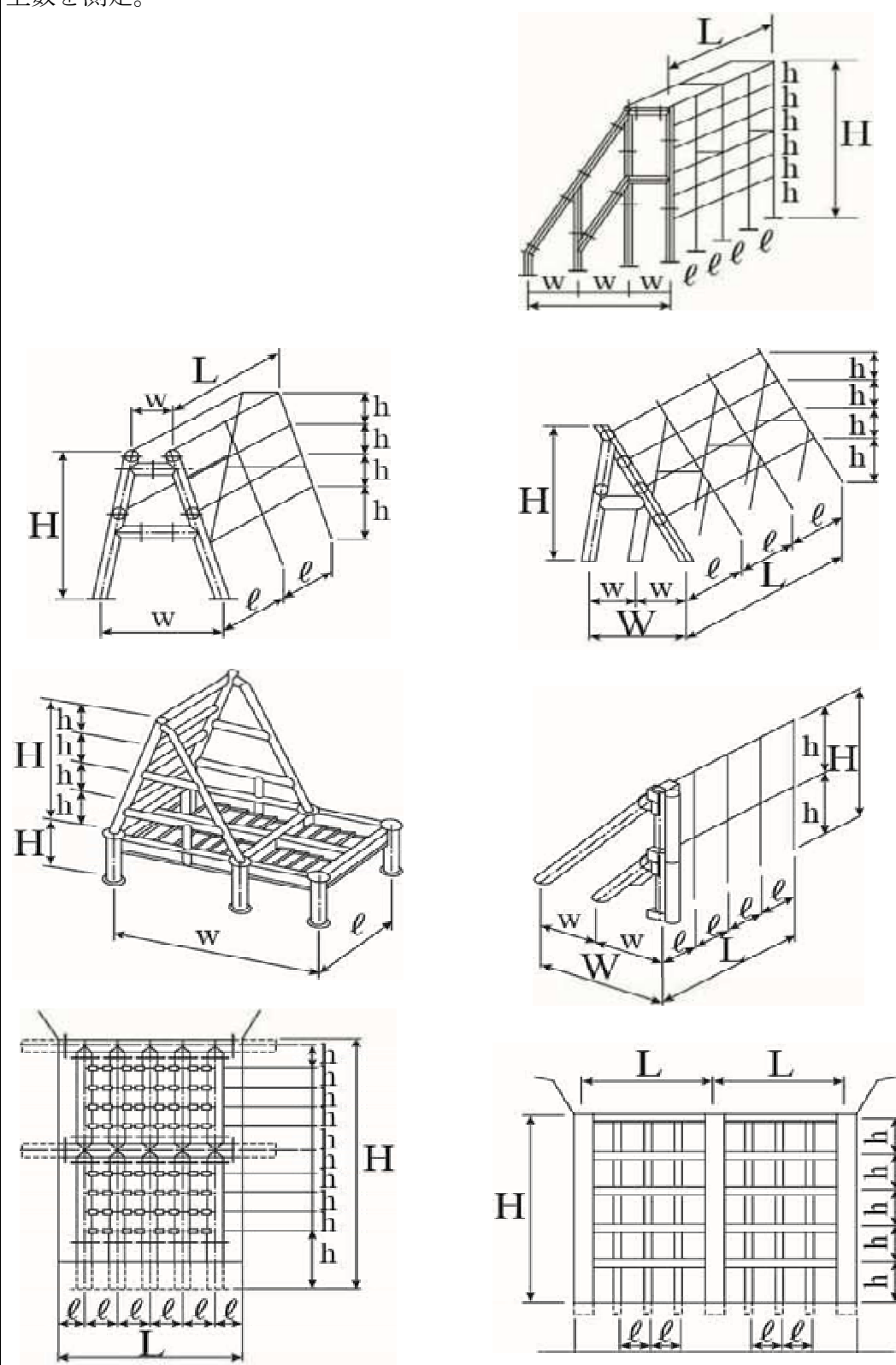
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁，主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に，5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		3-2-12-3
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板またはリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
		
主要部材全数を測定。		

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
ただし，「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。

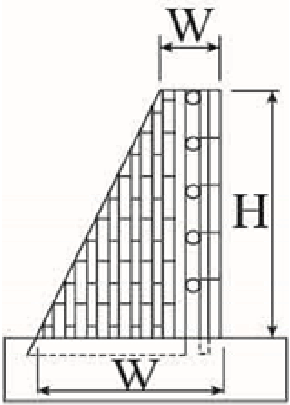
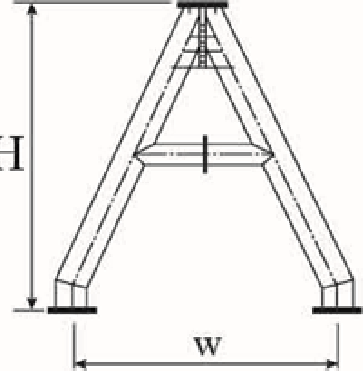
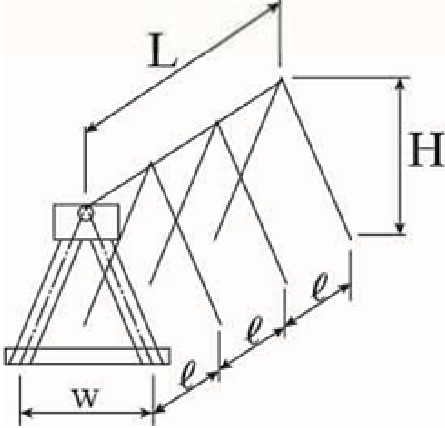
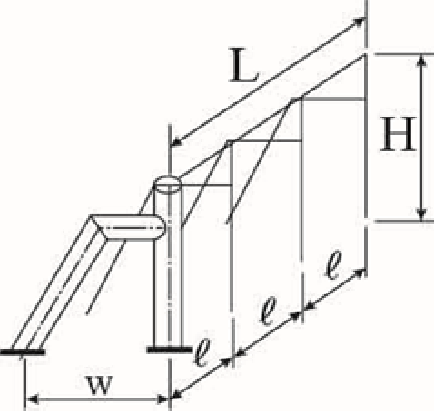
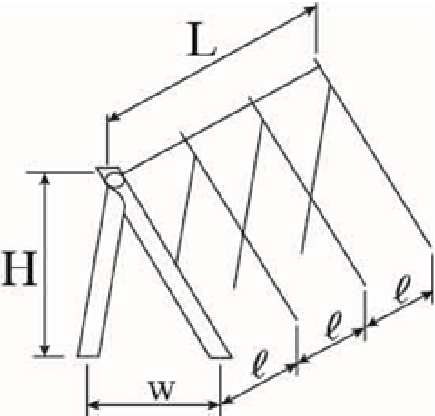
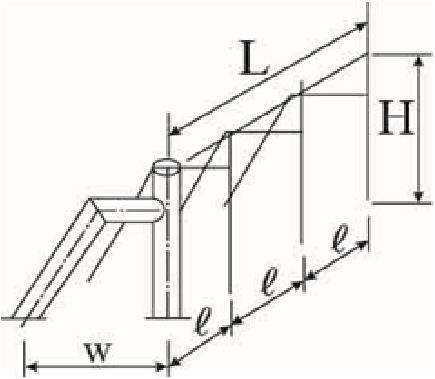
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 $\varnothing$	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本 体 の 傾 き	±H/500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。		
		
		3-2-12-3

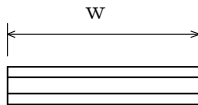
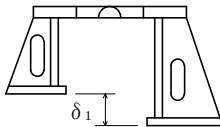
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		
土	一	工					
木	般	場					
工	施	製					
事	工	作					
共		工					
通		共					
編		通					

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
  	  	3-2-12-3

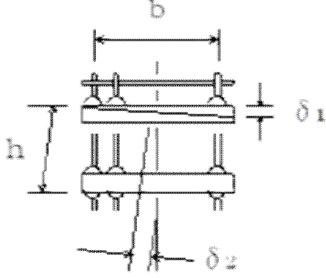
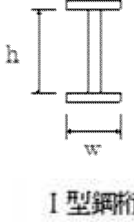
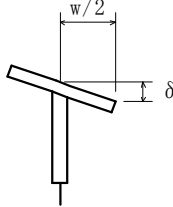
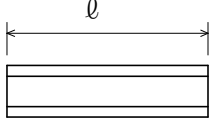
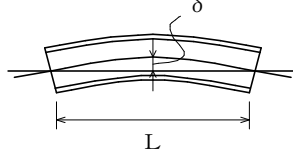
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部	部材長 ℓ （m）	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$
						材		$\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
			5		鋼製伸縮継手製作工			
						部	部材長w（m）	0～+30
						材		
						仮組立時		
							組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 （mm）	設 計 値 ± 4
							フィンガーの食い違い δ_2 （mm）	± 2
			6		落橋防止装置製作工	部	部材長 ℓ （m）	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$
						材		$\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
			7		橋梁用防護柵製作工			
						部	部 材 長 ℓ （m）	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$
						材		$\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
			7		橋梁用防護柵製作工			

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
製品全数を測定。		3-2-12-5
両端部及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ_2 	
図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6
図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	b／500
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	h／500
							高さ h (mm)	± 5
			9		プレビーム用桁製作工	部材	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$
							フランジの直角度 δ (mm)	w／200
							部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$
			10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸心上全数測定。		3-2-12-8
各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
各主桁について 10～12m間隔を測定。		3-2-12-9
図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10

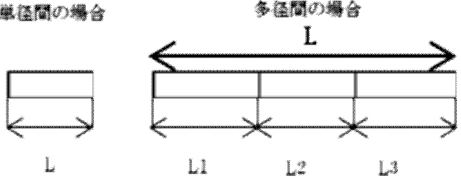
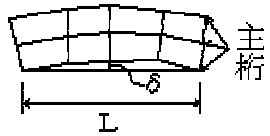
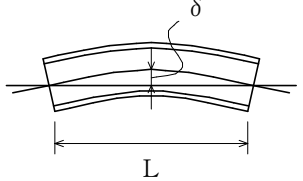
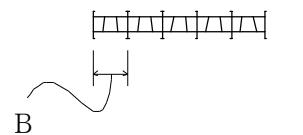
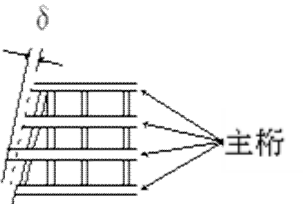
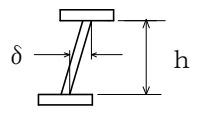
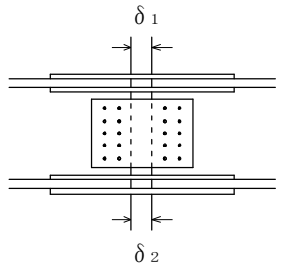
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a．ロット塗膜厚の平均値は，目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は，目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は，目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし，測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
土	一	工					
木	般	場					
工	施	製					
事	工	作					
共		工					
通		共					
編		通					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
外面塗装では，無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し，内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは，500 m ² とする。 1 ロット当たり測定数は25 点とし，各点の測定は5 回行い，その平均値をその点の測定値とする。ただし，1 ロットの面積が 200 m ² に満たない場合は 10 m ² ごとに1 点とする。		3-2-12-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	13			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L （m） 支間長 L n （m）	± (20+L/5) ± (20+Ln/5)
						通 り δ （mm）	± (10+2L/5)
						そ り δ （mm）	± (25+L/2)
						※主桁，主構の 中心間距離 B(m)	±4..... B≤2 ± (3+B/2)..... B>2
						※主桁の橋端に おける出入差 δ （mm）	±10
						※主桁，主構の 鉛直度 δ （mm）	3+h/1,000
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		3-2-13
L：主桁，主構の支間長(m)		
主桁，主構を全数測定。 L：主桁，主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 h：主桁，主構の高さ(mm)		
主桁，主構の全継手数の1／2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお，設計値が5mm未満の場合は，すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合，すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。
ただし，「主桁，主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

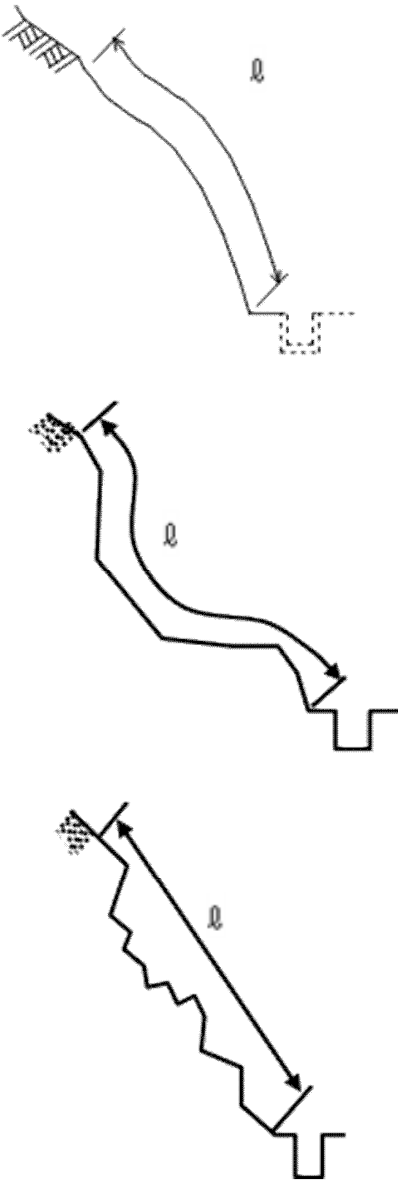
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—
						桁の中心間距離		—
						そ り		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	－200
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の－4％
						盛土法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	－100
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の－2％
						延 長 L		－200
			2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	－200
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の－4％
						厚さ t	t < 5 cm	－10
							t $\geq$ 5 cm	－20
							ただし，吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は，設計厚の 50％以上と し，平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		3-2-13
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし，計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
1 施工箇所 ただし，計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工延長 40mにつき 1 箇所，40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし，計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
施工面積 200 m ² につき 1 箇所，面積 200 m ² 以下のものは，1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎 ただし，計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	－50
							$\ell \geq 3\text{ m}$	－100
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	－10
							$t \geq 5\text{ cm}$	－20
						ただし，吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は，設計厚の50%以上とし，平均厚は設計厚以上		
						延 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1箇所，40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし，計測手法については，従来管理のほかに，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
施工面積 200 m ² につき1箇所以上，面積 200 m ² 以下は2箇所をせん孔により測定。		
1 施工箇所 ただし，計測手法については，従来管理のほかに，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることができる。		

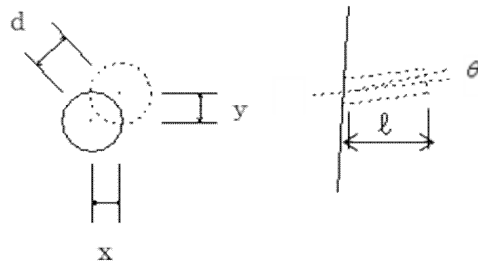
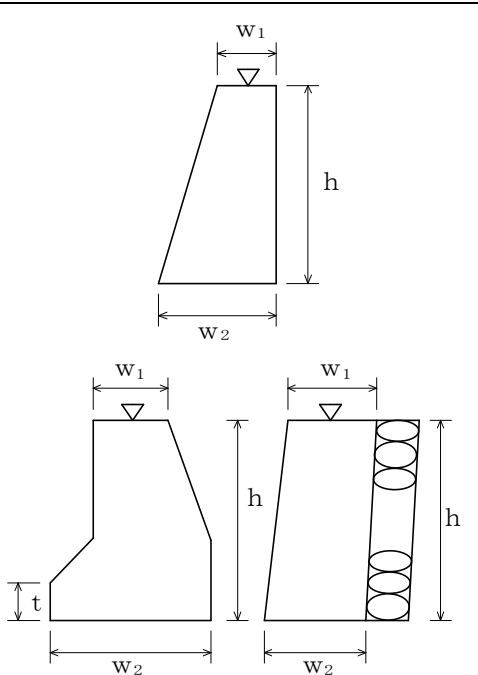
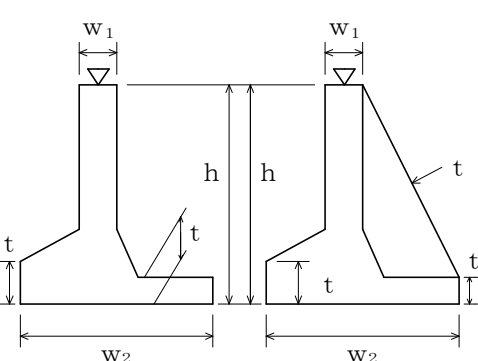
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	－100
							$\ell \geq 10\text{m}$	－200
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						枠 中 心 間 隔 a		± 100
						延 長 L		－200
			4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	－100
							$\ell \geq 10\text{m}$	－200
						延 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることが出来る。 枠延延長 100mにつき 1 箇所，枠延延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることが出来る。 1 施工箇所 計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		3-2-14-4

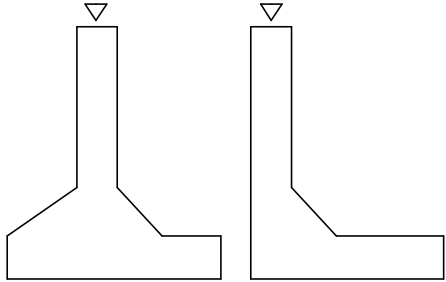
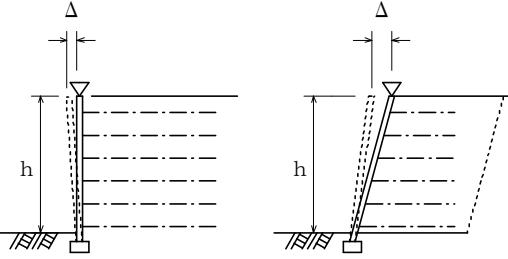
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	
						配置誤差 d	100	
						せん孔方向 θ	±2.5 度	
		15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	
						厚 さ t	－20	
						裏 込 厚 さ	－50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L	－200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数（任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する。
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることが出来る		3-2-15-1
1 施工箇所毎 計測手法については，従来管理のほかに，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形管理計測性能を有する機器を用いることが出来る		

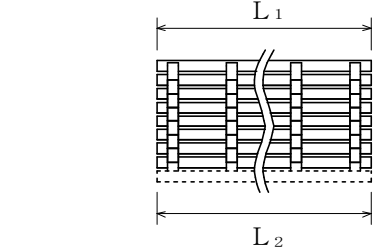
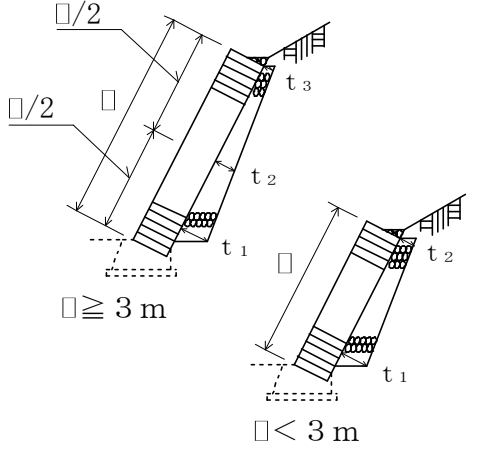
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50
						延 長 L		－200
			3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		±50
						高さ h	h < 3 m	－50
		h ≥ 3 m					－100	
		鉛 直 度 △				±0.03 h かつ ±300 以内		
		控 え 長 さ (補強材の設計長)				設計値以上		
		延 長 L				－200		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。 1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。		3-2-15-2
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。 1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。		3-2-15-3

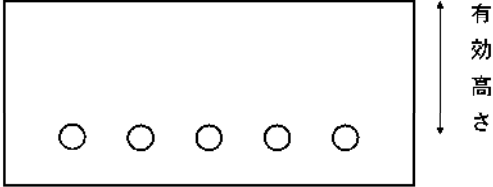
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	−50
							ℓ ≥ 3 m	−100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		−50
						延 長 L ₁ , L ₂		−200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-15-4
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工 共 通	2		床版工	基 準 高 ▽	±20
						幅 w	0～＋30
						厚 さ t	－10～＋20
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	±10
						鉄 筋 間 隔	±20
						上記，鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は，1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で，1 箇所当たり両端と中央部の 3 点，幅は 1 径間当たり 3 箇所，厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に 1 箇所測定。 （床版の厚さは，型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては，「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋及びかぶり測定要領[案]」も併せて適用する。
1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。		
1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。 1 箇所の測定は，橋軸方向の鉄筋は全数，橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		

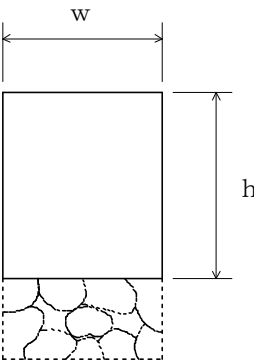
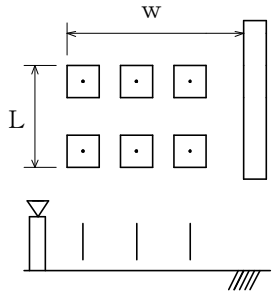
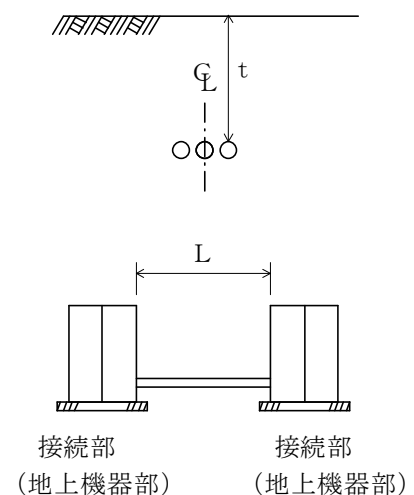
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 公 園 編					高木植栽工	樹 高 H	設計値≦H
						幹 周 C	設計値≦H<上位階級の寸法値
						枝 張 W	設計値≦W
4 公 園 編					中低木植栽工	樹 高 H	設計値≦H<上位階級の寸法値
						枝 張 W (葉 張)	設計値≦W

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
樹種別，規格別に描く設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり，これにより支障が生じる場合には，監督職員との協議により決定する。	・樹高Hについて 樹木の，樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい，一部の突出した枝は含まない。なお，ヤシ類など特殊樹木にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。 ・幹周Cについて 樹木の，幹の周長をいい，根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定する。この部分に，枝が分岐しているときは，その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては，おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお，「根元周」と特記する場合は幹の根元の周長をいう。 ・枝張Wについて 樹木等の，四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は，最長と最短の平均値とする。なお，一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合についていう。	
樹種別，規格別に描く設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり，これにより支障が生じる場合には，監督職員との協議により決定する。	・樹高Hについて 樹木の，樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい，一部の突出した枝は含まない。なお，ヤシ類など特殊樹木にあつて「樹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。 ・枝張（葉張）Wについて 樹木等の，四方面に伸張した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は，最長と最短の平均値とする。なお，一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合についていう。	

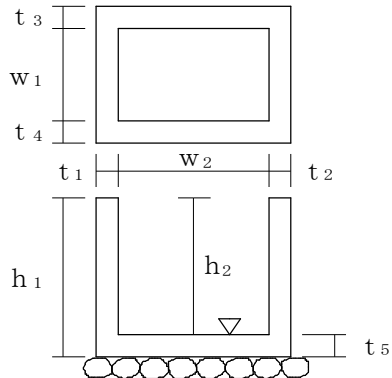
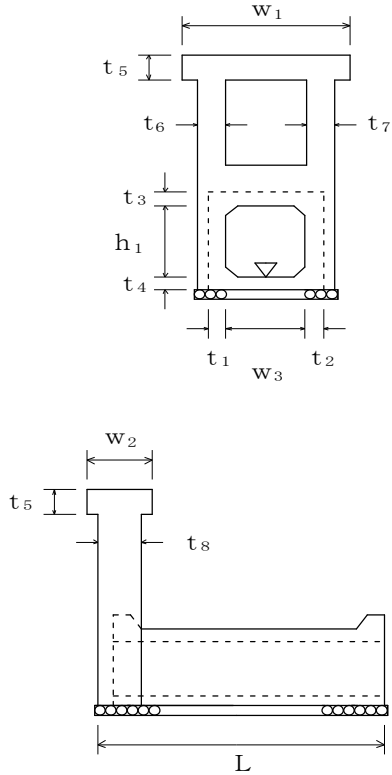
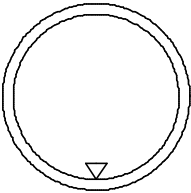
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸附属物工	幅 w	－30
						高 さ h	－30
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	±300
						方 向	± 7°
						延 長 L	－200
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		6-1-7-4
1組毎		6-1-10-8
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		6-1-13-3
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

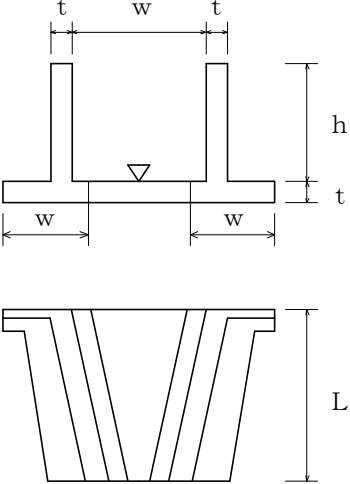
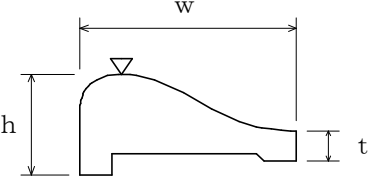
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 w_1, w_2	-30
						内空幅 w_3	-30
						内空高 h_1	±30
						延 長 L	-200
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		6-3-5-6

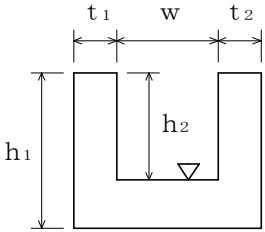
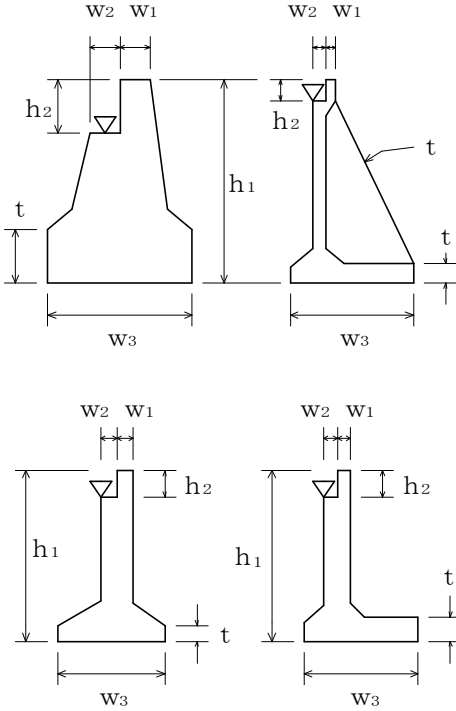
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
					堰 長 L	L < 20m	－50
						L ≥ 20m	－100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
基準高，幅，高さ，厚さは両端，施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10

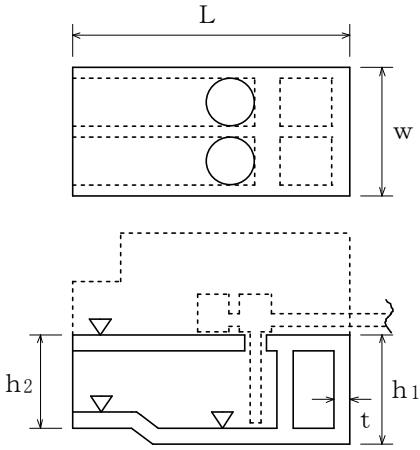
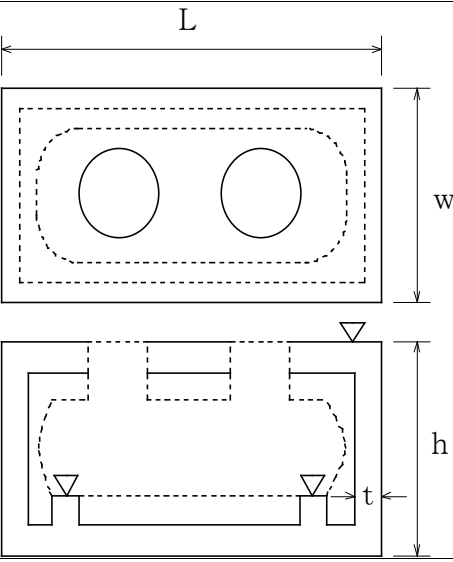
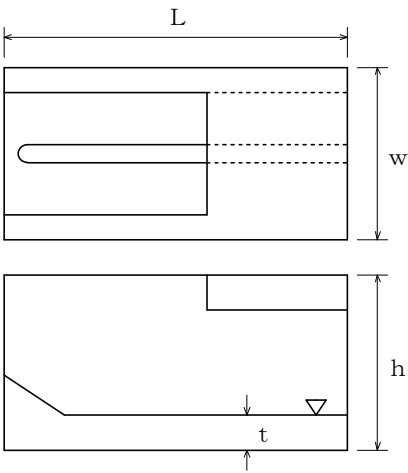
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						胸壁間距離 ℓ	± 30
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 <u>（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）</u>		6-5-8-3
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2

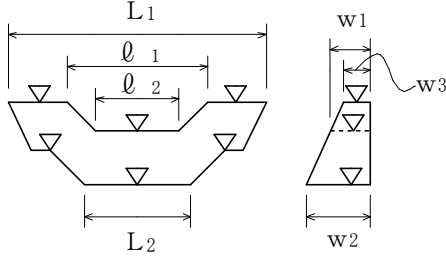
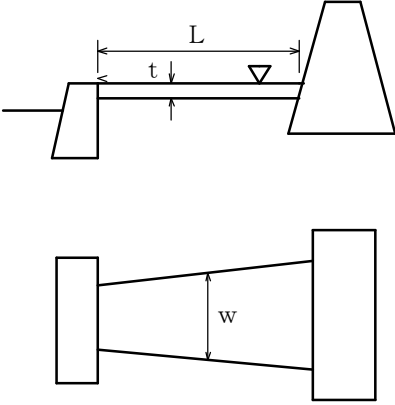
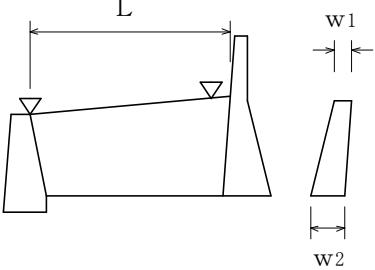
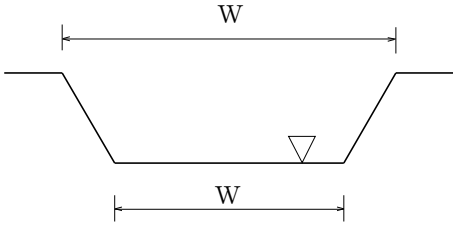
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高さ h ₁ , h ₂	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7

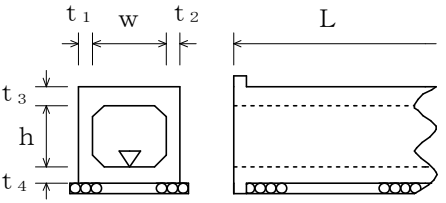
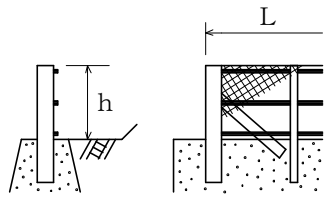
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ▽	±30
						天 端 幅 w_1w_3	－30
						堤 幅 w_2	－30
						堤 長 L_1, L_2	－100
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－30
						幅 w	－100
						延 長 L	－100
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ▽	±30
						天 端 幅 w_1	－30
						堤 幅 w_2	－30
						長 さ L	－100
6 河川編					河道工	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	±100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
基準高，幅，延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は，天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは，天端中心線の水平延長，又は，測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
		

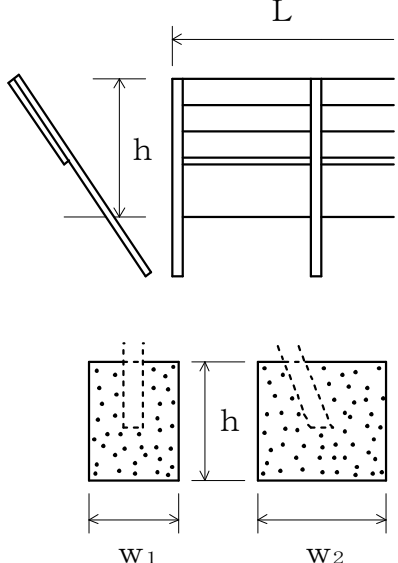
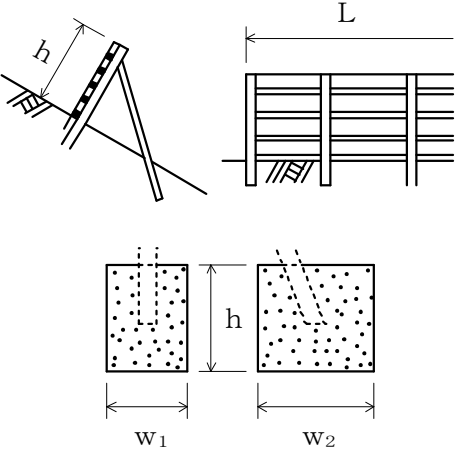
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
7 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ▽		±30
						厚 さ t ₁ ～t ₄		－20
						幅 (内法) w		－30
						高 　　 さ h		±30
						延 長 L	L < 20m	－50
							L ≥ 20m	－100
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 　　　　 w		－200
						延 　　 長 L		－200
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 　　 さ h		±30
						延 　　 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		7-1-3-2
両端, 施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		7-1-9-6
1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		7-1-11-4
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所, 施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		7-1-11-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂
							高 さ h
7 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
						基礎	幅 w ₁ , w ₂
							高 さ h
						カンア 長ℓ	打 込 み ℓ
							埋 込 み ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，延長の変化点で測定。 基礎 1 基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		7-1-11-6
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，施工延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所 基礎 1 基毎 全数		7-1-11-7

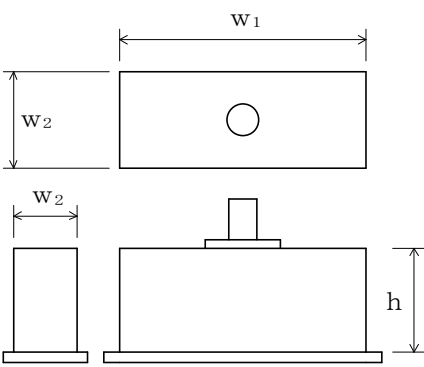
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀)
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	—30	—10
							t ≥ 15cm	—45	—15
						幅	—100		—
7 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	— 9		— 3
						幅	—25		—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは, 片側延長 200m毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は, 片側延長 80m毎に 1 箇所測定。 ※両端部 2 点で測定する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは, 1 層あたりの施工面積が 2000 m ² 以上とする。 小規模とは, 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m ² 未満。 厚さは, 個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに, 10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし, 厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について	7-2-4
幅は, 片側延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。厚さは, 片側延長 200m毎に 1 箇所コアーを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は, 他の方法によることが出来る。	7-2-4

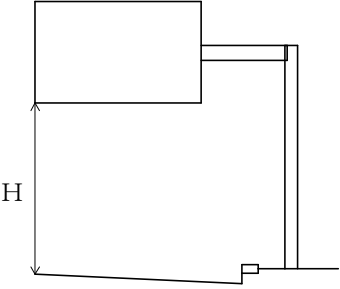
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－200
7 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20
						各 部 の 厚 さ	±20
						各 部 の 長 さ	±30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20
						厚 さ	—
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20
						ア ン カ ー 長	±20
7 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	－30
						高 さ h	－30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 なお，従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 1 施工箇所 なお，従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		7-2-5-9
1 箇所／ 1 踏掛版		7-2-7-4
1 箇所／ 1 踏掛版		
1 箇所／ 1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		7-2-9-4
基礎一基毎		
「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		

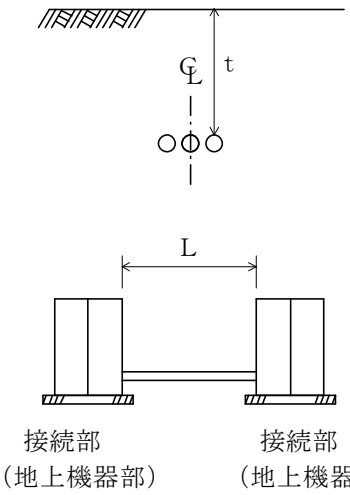
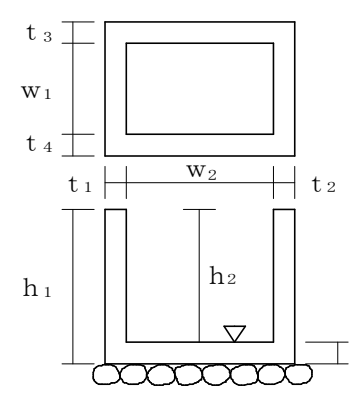
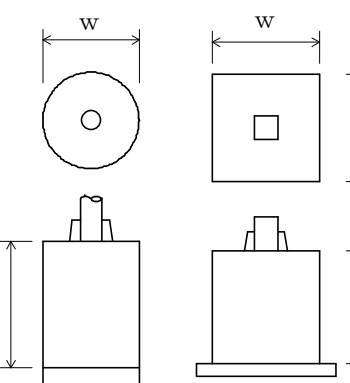
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 箇所／1 基 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		7-2-9-4

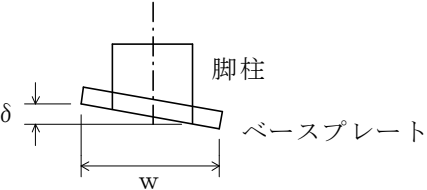
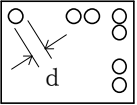
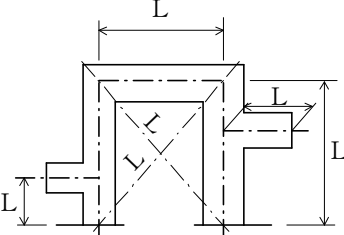
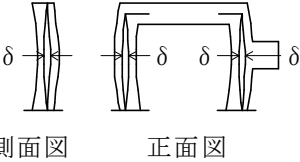
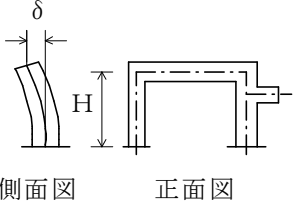
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	－200
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20
						※幅 w ₁ , w ₂	－30
						※高さ h ₁ , h ₂	－30
7 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	－30
						高 さ h	－30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		7-2-12-5
1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		7-2-12-5
1箇所／1施工箇所		7-2-12-6

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 ス 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500
							孔の位置	± 2
							孔の径 d	0 ～ 5
						仮 組 立 時	柱の中心間隔, 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20)/10)$ $\cdots 20\text{m} < L$
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$

単位：mm

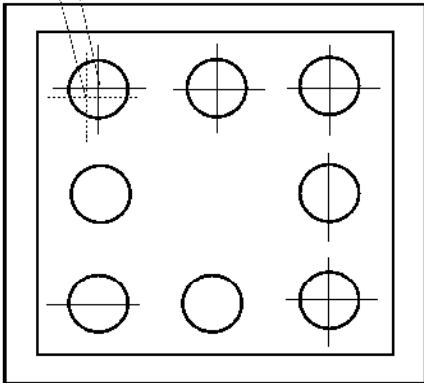
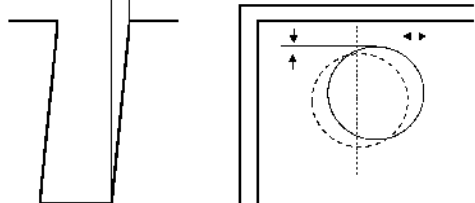
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱，ベースプレートを測定。		7-3-3-3
全数を測定。		7-3-3-3
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		7-3-3-3
各主構の各格点を測定。		7-3-3-3
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		7-3-3-3

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ▽	±20
						厚 さ t	－20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	－10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	－10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	－50
						高 さ h_1	－50
						胸壁の高さ h_2	－30
						天 端 長 ℓ_1	－50
						敷 長 ℓ_2	－50
						胸壁間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50

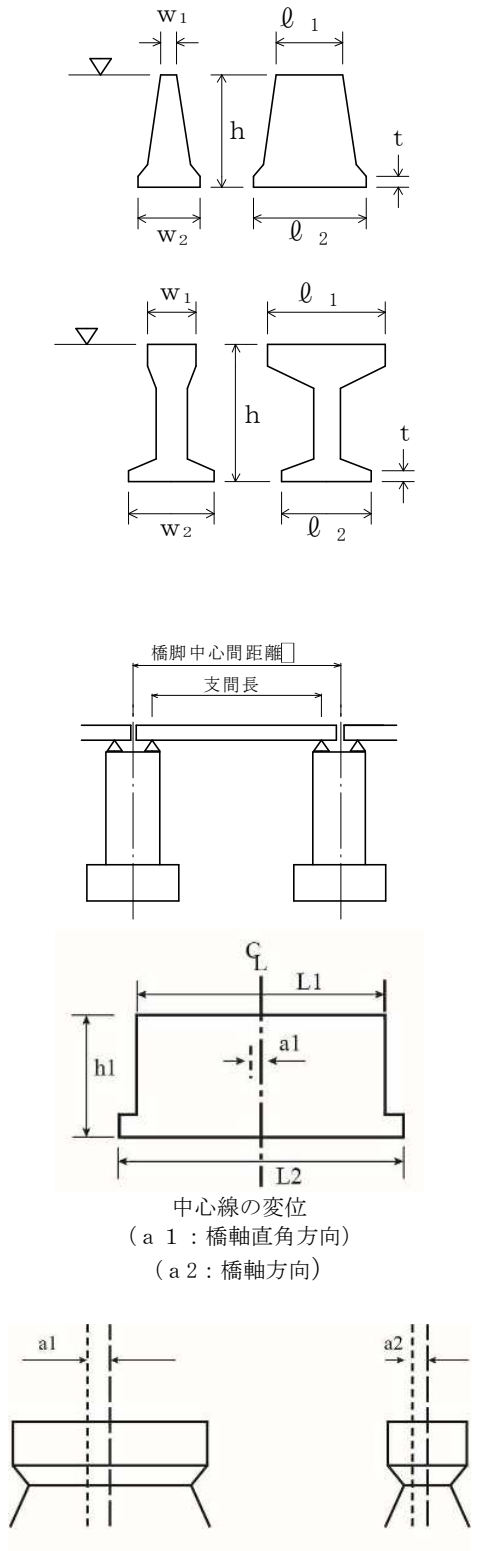
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお，従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	7-3-6-8

単位：mm

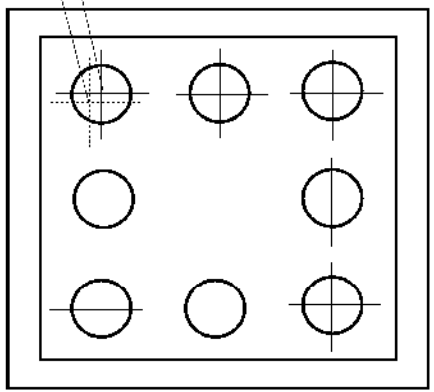
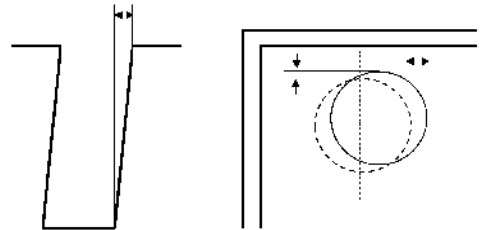
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工 トルボ カン	支 承 部 ア	計画高	+10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は沓座の中心ではなく，ア ンカーボルトの箱抜きの中心で測定 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを 橋軸方向，橋軸鉛直方向で受持に切っ た 2 隅で計測	平面位置 ：実際 ：設計 平 面 図  アンカーボルト孔の鉛直度 ：実際 ：設計 断面図 	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1 /50 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20
						厚 さ t	－20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	－20
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	－50
						高 さ h	－50
						天 端 長 ℓ_1	－50
						敷 長 ℓ_2	－50
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50
(次頁に続く)							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお，従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。	 橋脚中心間距離□ 支間長 中心線の変位 (a 1：橋軸直角方向) (a 2：橋軸方向)	7-3-7-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) トルボ カン (半重力式)	支 承 部 ア の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～－20		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は杓座の中心ではなく，ア ンカーボルトの箱抜きの中心で測定 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを 橋軸方向，橋軸鉛直方向で受持に切っ た2隅で計測	平面位置  : 実際 : 設計 平面図	
							平面位置	±20			アンカーボルト孔の鉛直度  : 実際 : 設計 断面図 平面図	
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ▽	±20	
						厚 さ t	－20	
						天 端 幅 w ₁	－20	
						敷 幅 w ₂	－20	
						高 さ h	－50	
						長 さ ℓ	－20	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50	
					トルボ カン 箱抜き規格値 の	支 承 部 ア	計画高	±10～－20
							平面位置	±20
							アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50 以下
(次頁に続く)								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 なお，従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし，「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は，同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。 支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく，アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸報告，橋軸直角方向で十字に切った 2 隅で計測。		7-3-7-9

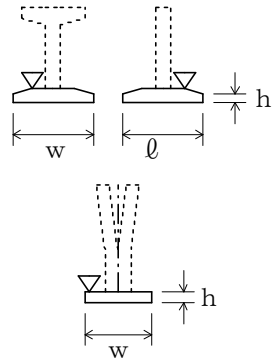
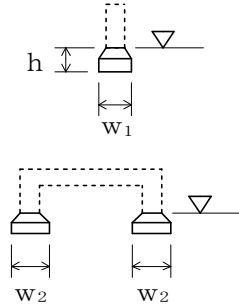
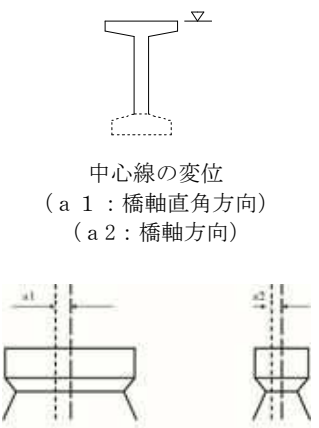
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	平面位置 平面図 アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 ：実際 ：設計	

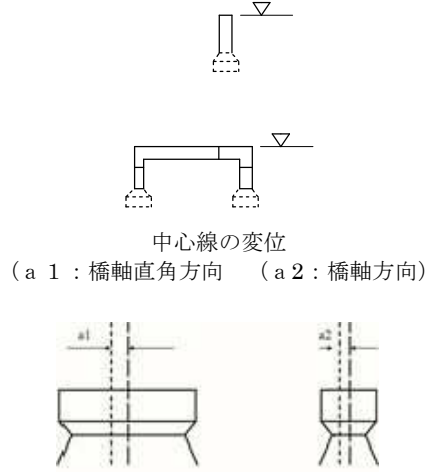
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20
						幅 (橋軸方向) w	－50
						高 さ h	－50
						長 さ ℓ	－50
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20
						幅 w ₁ , w ₂	－50
						高 さ h	－50
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。		7-3-8-9
		7-3-8-9
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1：橋軸直角方向) (a 2：橋軸方向)	7-3-8-10

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向 (a 2 : 橋軸方向)	7-3-8-10
主桁，主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		7-3-8-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 ℓ （m）	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$
							x	
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注 1)		± 5
						可動支承の移動 可能量 注 2)		設計移動量 ± 10 以上
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）		コンクリート 橋
								鋼橋 $\pm 4 + 0.5 \times (B - 2)$
						下 沓 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 100
							橋軸直角方向	
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5
						可動支承の 機能確認 注 3)		温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		7-4-3-9
支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間（La, Lb）を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	7-4-5-10	

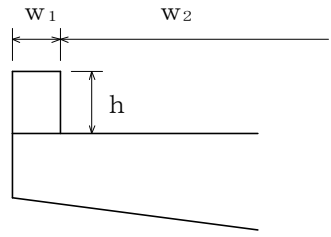
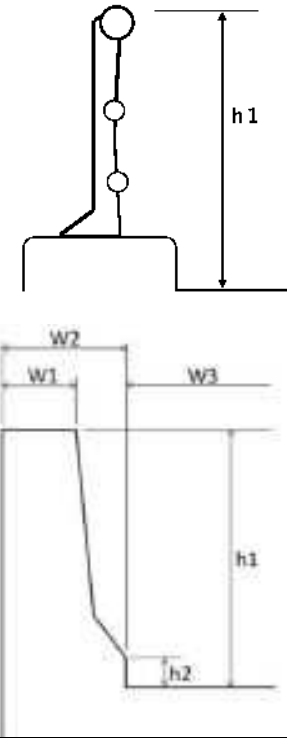
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	±5		
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量 ±10 以上		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋	鋼橋	
							±5	±4+0. 5 × (B-2)	
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向	1/300	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5		
可動支承の 機能確認 注 3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2 以 上								
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔 の削孔長	設計値以上		
						アンカーボルト定 着長	－20 以内 かつ －1D以内		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合 は, 水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお, 支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注 1) 先固定の場合は, 支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し, 支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して, 移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は, 架設完 了後に実施する。 詳細は, 道路橋支承便覧参照。		7-4-5-10
全数測定		7-4-8-3
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		

単位：mm

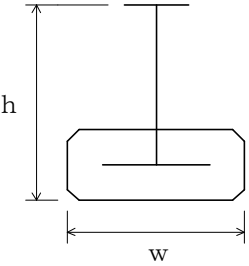
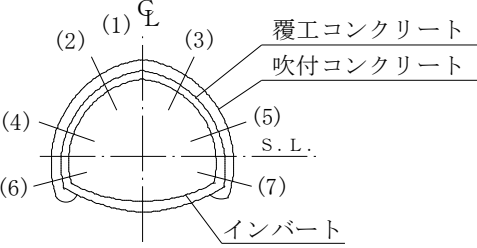
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20
						地覆の高さ h	-10～+20
						有効幅員 w_2	0～+30
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10
						地覆の幅 w_2	-10～+20
						高さ h_1	-20～+30
						高さ h_2	-10～+20
						有効幅員 w_3	0～+30
7 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3
						高 さ	±4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		7-4-8-5
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		7-4-8-6 7-4-8-7
1 ブロックを抽出して測定。		7-4-8-8

単位：mm

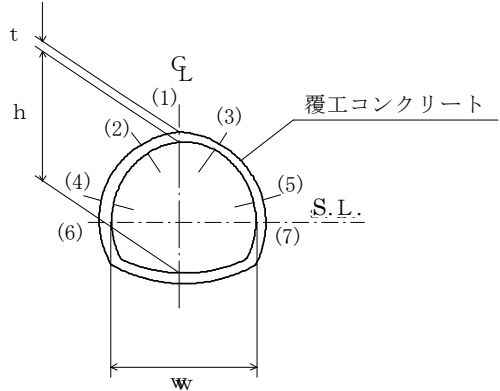
ト | リ ク

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道路編	5 橋上部	6 桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5
						高 さ h	+10 － 5
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ － 5) かつ －30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
7 道路編	6 トンネル (MTAN)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部, 突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の 1 / 3 以上を確保 するものとする。
7 道路編	6 トンネル (MTAN)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部，中央部の 3 箇所とする。 ℓ ：スパン長		7-5-6-2
施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7) 及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）・同解説にいう地盤等級 A または B に該当する地盤とする。		7-6-4-3
施工延長 40m毎に断面全本数検測。		7-6-4-4

単位：mm

（ルネ） MTAN	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	ソフト 道路編	6	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高 ▽（拱頂）	±50
							幅 w（全幅）	－50
							高さ h（内法）	－50
							厚 さ t	設計値以上
							延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 基準高，幅，高さは，施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後，覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において，図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所，(2) ～ (3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお，トンネル延長が 100m 以下のものについては，1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし，以下の場合には，左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で，設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 ・なお，変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で，型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工，ロックボルトの突出。 計測手法については，従来管理のほか「3 次元計測技術を用いた出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		7-6-5-3

単位：mm

	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
（ルネ）	7	6	5	5		床版コンクリート工	幅 w		－50
							厚 さ t		－30
M T A N									
（ルネ）	7	6	6	4		インバート本体工	幅 w（全幅）		－50
							厚 さ t		設計値以上
							延 長 L		—
M T A N 工									
（ルネ）	7	6	8	4		坑門本体工	基 準 高 ▽		±50
							幅 w ₁ , w ₂		－30
							高さ h	h < 3 m	－50
								h ≥ 3 m	－100
							延 長 L		－200
N A T M									

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所，延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		7-6-5-5
(1) 幅は，施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後，インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において，図に示す各点の巻厚測定を行う。		7-6-6-4
図面の主要寸法表示箇所で測定。		7-6-8-4

（ルネ

）MTAN

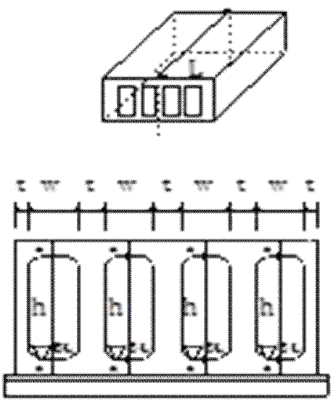
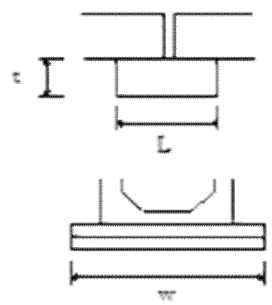
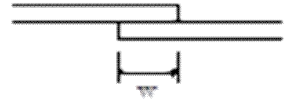
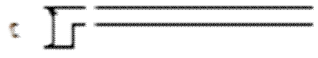
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	6	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50
						幅 w（全幅）	－50
						高さh（内法）	－50
						厚 さ t	－20
						延 長 L	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高，幅，高さ，厚さは，施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお，厚さについては図に示す各点①～⑩において，厚さの測定を行う。	(アーチ部) (側壁部) (インバート部)	7-6-8-5

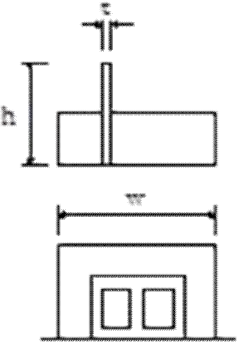
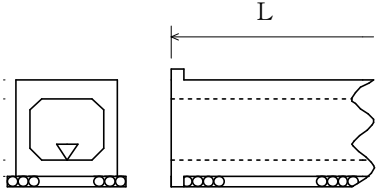
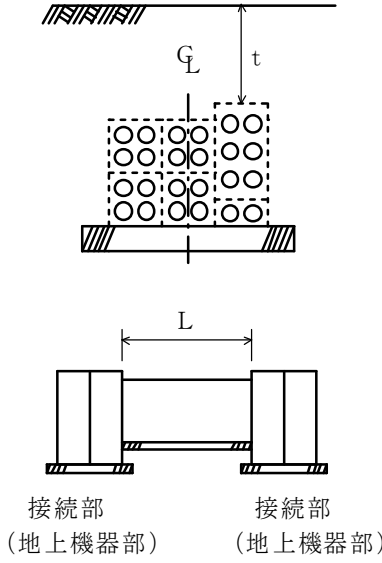
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						内 空 幅 w	－30
						内 空 高 h	±30
						ブロック長 L	－50
7 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20
						幅 w	－20
						長 さ L	－20
7 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
7 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		7-11-6-2
図面の寸法表示箇所にて測定。		7-11-6-4
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		7-11-6-5
両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		7-11-6-5

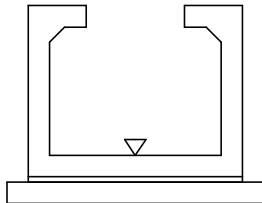
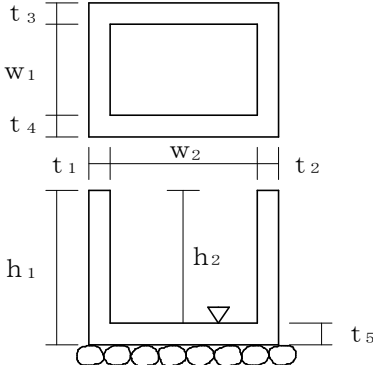
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	－20
						幅 w	±50
						厚 さ t	－20
7 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	－20
7 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～＋50
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		7-11-6-5
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は、50m）につき 1 箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		7-11-7-2
延長：1 施工箇所毎		
接続部（地上機器部）間毎に 1 箇所。		7-12-5-2
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

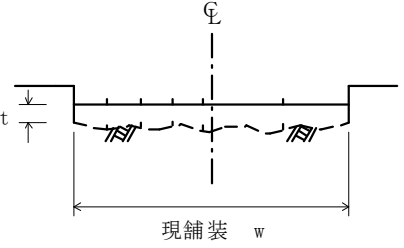
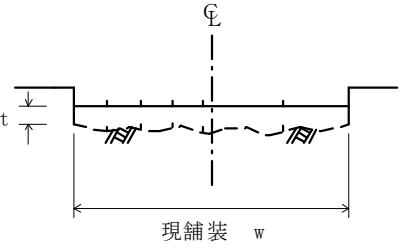
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30
7 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	－20
						※幅 w_1, w_2	－30
						※高 さ h_1, h_2	－30

単位：mm

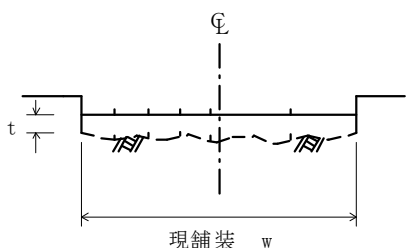
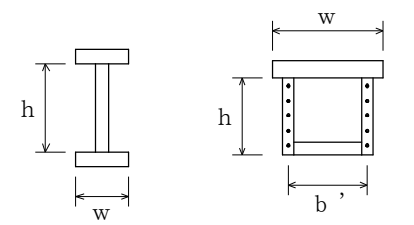
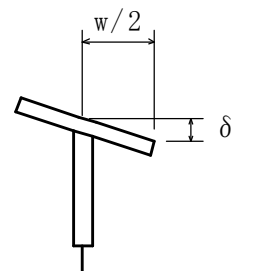
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		7-12-5-3
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		7-12-6-2

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)
7 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	－ 7	－ 2
						厚さ t (オーバーレイ)	－ 9	
						幅 w	－25	
						延長 L	－100	
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
7 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ t (標高較差) (切削)	－17 (17) (面管理として緩和)	－ 2 (2)
					厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (オーバーレイ)	－ 9	
						幅 w	－25	
						延長 L	－100	
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線，車道端及びその中心とする。 幅は，延長80m毎に1箇所の割とし，延長80m未満の場合は，2箇所／施工箇所とする。 断面状況で，間隔，測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。	 維持工事においては，平坦性の項目を省略することが出来る。	7-14-4-5
1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし，すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は，1点／㎡（平面投射面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差（切削）は，現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ（オーバーレイ）40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線，車道端及びその中心とする。 5. 幅は，延長80m毎に1箇所の割とし，延長80m未満の場合は，2箇所／施工箇所とする。 断面状況で，間隔，測点数を変えることが出来る。	 維持工事においては，平坦性の項目を省略することが出来る。	7-14-4-5

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規 格 値			測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)							
7 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路 盤 工	厚さ t	－30			幅は延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		7-14-4-7		
							幅 w	－50							
							延長 L	－100							
7 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	± 2 …… w ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) …2.0 < w			鋼桁等 主桁・主構 床組など	トラス・アーチ等 各支点及び各支間 中央付近を測定。 構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁 トラス弦材	7-16-3-4		
						フランジの直 角度 δ (mm)		w / 200		主桁	各支点及び各支間 中央付近を測定		7-16-3-4		
						圧縮材の曲がり δ (mm)		ℓ / 1000							—

品質管理基準及び規格値

品質管理

1 目的

土木工事の施工にあたっては、設計図書や特記仕様書並びに宇都宮市建設工事共通仕様書、また各種指針・要領に明記されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出すための管理を行う必要がある。

本基準は、それらの目的に合致した品質管理のための基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値

目次

1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く）	300
2. プレキャストコンクリート製品（JIS I類）	308
3. プレキャストコンクリート製品（JIS II類）	308
4. プレキャストコンクリート製品（その他）	308
5. ガス圧接	314
6. 既製杭工（鋼管杭）	316
7. 基礎工	318
8. 場所杭工	318
9. 既成杭工（中掘杭工コンクリート打設方式）	318
10. 下層路盤	318
11. 上層路盤	324
12. アスファルト安定処理路盤	330
13. セメント安定処理路盤	332
14. アスファルト舗装	334
15. 転圧コンクリート	344
16. グースアスファルト舗装	350
17. 路床安定処理工	354
18. 表層安定処理工（表層混合処理）	356
19. 固結工	358
20. アンカー工	360

2 1.	補強土壁工	・ ・ ・ ・ ・	・ 360
2 2.	吹付工	・ ・ ・ ・ ・	・ 364
2 3.	現場吹付工	・ ・ ・ ・ ・	・ 370
2 4.	河川土工	・ ・ ・ ・ ・	・ 376
2 5.	道路土工	・ ・ ・ ・ ・	・ 378
2 6.	捨石工	・ ・ ・ ・ ・	・ 382
2 7.	覆工コンクリート (NATM)	・ ・ ・ ・ ・	・ 384
2 8.	吹付コンクリート (NATM)	・ ・ ・ ・ ・	・ 390
2 9.	ロックボルト (NATM)	・ ・ ・ ・ ・	・ 396
3 0.	路上再生路盤工	・ ・ ・ ・ ・	・ 396
3 1.	路上表層再生工	・ ・ ・ ・ ・	・ 400
3 2.	排水性舗装工・透水性舗装工	・ ・ ・ ・ ・	・ 402
3 3.	プラント再生舗装工	・ ・ ・ ・ ・	・ 406
3 4.	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	・ ・ ・ ・ ・	・ 410
3 5.	ガス切断工	・ ・ ・ ・ ・	・ 412
3 6.	溶接工	・ ・ ・ ・ ・	・ 412
3 7.	中層混合処理	・ ・ ・ ・ ・	・ 416
3 8.	鉄筋挿入工	・ ・ ・ ・ ・	・ 418

注)なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成15年3月5日付け技管第261号）	同左
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。
		JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石，高炉スラグ骨材，フェロニッケルスラグ細骨材，銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし，積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし，粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
骨材試験を行う場合は，工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石灰がス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 ただし，砂利の場合は，工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は，工事中1回／週以上）		○
工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	濃い場合は，JIS A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
砂，砂利： 工事開始前，工事中1回以上/612ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂，碎石： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内， 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内， 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	
	製造（ブランド）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	工事開始前，工事中1回/月以上		○
			○
	工事開始前，工事中1回/月以上		○
			○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え，上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○
	工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合，印字記録により確認を行う。	○
		・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験，またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは，以下の工種を除く工種とする。（橋台，橋脚，杭類（場所打杭，井筒基礎等），橋梁上部工（桁，床版，高欄等），擁壁工（高さ1m以上），函渠工，樋門，樋管，水門，水路（内幅2.0m以上），護岸，ダム及び堰，トンネル，舗装，その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○
			○
	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」（「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）について（平成16年6月22日付技管第54号）」）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
100m ³ /日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施 工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		
	施 工 後 試 験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	
			デストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取しは、1回につき6個（ σ 7・・・3個、 σ 28・・・3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ σ 3）を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
	品質に異常が認められた場合に行う。		
	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真のて提出で」代替することができる。	
	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	
2 プレキャストコンクリート製品（JISⅠ類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）		
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	
3 プレキャストコンクリート製品（JISⅡ類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）	設計図書による	
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	hissu	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成15年3月5日付け技管第261号）	同左	
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
	同左	同左	
	同左	同左	
	全数		
	製造工場の検査ロット毎		○
	全数		
	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	1回/日以上（塩化物量の多い砂の場合1回以上/週）		○
	1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
4 ブレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	
			コンクリートの空気量測定 （凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	
		その他 （JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	1回/日以上		○
	1回/日以上		○
	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
	1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 山砂の場合は，工事中1回/週以上）		○
	1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	濃い場合は，JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	砂，砂利： 製作開始前，1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 砕砂，砕石： 製作開始前，1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
4 ブレキヤ ストコンク リート製品 (その他)	材 料	除その他 (JISマ ーク表 示され たレデ イミク ストコ ンクリ ートを 使用す る場合 は)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	
			コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS R 6201 (フライアッシュ) JIS R 6202 (膨張材) JIS R 6204 (化学混和剤) JIS R 6205 (防せい剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水 以外の水の場合：JIS A 5308附属書3JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	
	必 須		鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	
	施 工	必 須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割 れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による 確認
	1回/月以上		○
			○
	1回/月以上 ただし、JIS A 6204(化学混和剤)は 1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
	1回以上/12ヶ月及び水質が変わった 場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	全数		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。なお、（公社）日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりは、6mm以下としている。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。なお、（公社）日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりは、6mm以下としている。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各53本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
5 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルよりの-24db感度を高めたレベルとする。
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。
		必須	外観検査（鋼管杭）（鋼管ソイルメント杭の鋼管を含む）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下
	施工		鋼管杭（鋼管ソイルメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。
			鋼管杭（鋼管ソイルメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること
		その他	鋼管杭（鋼管ソイルメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること
			鋼管杭（鋼管ソイルメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中堀り杭工法），60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
	設計図書による。		○
		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm× π 以下とする ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm× π 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm× π 以下とする。	
	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭（鋼管ソイルミット杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定められた方法を満足していること	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による	
9 既設杭工（中堀杭工・コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による	
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	
		中堀り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルミット杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値積分電流値または回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と退避して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜まることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
10 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4] -80	1.5%以下	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
10 下層 路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径 が53mm以下の場合のみ 適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書に定めのない場合、個々の試験結果が最大乾燥密度の90%以上とする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288		
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして110孔で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。		
	・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	1,000㎡につき2回の割合で行う。	・ セメントコンクリートの路盤に適用する。	
	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4] -68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4] -68	修正CBR 80%以上	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
11 上層路盤	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧〔4〕-73	呈色なし	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧〔4〕-80	1.0%以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・ただし，鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
11 上層 路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸 圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -75	1. 2Mpa以上(14日)	
			鉄鋼スラグの単位 容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -131	1. 50kg/L以上	
	その他		粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	50%以下	
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	20%以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による 確認
	・ 中規模以上の工事：施工前，材料 変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	・ 中規模以上の工事：施工前，材料 変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・ 中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	
			粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	2.36mmふるい：±15%以内	
			粒度（75 μ mフルイふるい）	舗装調査・試験法便覧 [2] -1416	75 μ mふるい：±6%以内	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
12 アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる			

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10孔で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。		
	・ 中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
	観察により異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4] -102	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装），2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4] -68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4] -167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイふるい）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	
			粒度（75μmフルイふるい）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4] -256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書に定めのない場合、個々の試験結果が最大乾燥密度の90%以上	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4] -293, [4] -297	±1.2%以内	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土，粘土塊量：0.25%以下	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2] -4551	細長，あるいは扁平な石片：10%以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個（10孔）で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。		
	観察により異常が認められたとき。		
	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日）	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	・ 中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」 表3. 3. 17による。	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -83	50%以下	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -74	3%以下	
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -78	1/4以下	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -94	水浸膨張比：2. 0%以下	
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2. 45g/cm ³ 以上 吸水率：3. 0%以下	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	
			針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3. 3. 1 ・ポリマー改質アスファルト：表3. 3. 3 ・セミブローンアスファルト：表3. 3. 4	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
			○
			○
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
14 アスファルト舗装	材料	必須	軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
			伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -212	「舗装施行便覧」参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -224	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -289	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
14 アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2] -16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	
			粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2] -16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4] -318	アスファルト量：±0.9%以内	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3] -65	設計図書による。	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3] -44		
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3] -18		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
	随時		○
	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
14 アス ファルト舗 装	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] -218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書に定めのない場合、個々の試験結果が基準密度の90%以上とする。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合はや、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラーを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	
			外観検査（混合物）	目視		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1] -84101	設計図書による	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94％以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10孔で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。	
	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
	舗設車線毎200m毎に1回		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
15 転圧コンクリート	材料（JISマークに表示されたレテ、イミクストコンクリートを使用する場合を除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22		
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	当初		
		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨望ましい。	
		2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。	
	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			○
		工事開始前，材料の変更時	○
		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			○
	試験料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			○
		工事開始前，材料の変更時	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
15 転圧コンクリート	を材料使用（JISマークを除く）	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5215（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内， 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内， 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
	製造（プラント）（JISマークに表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率： 15%以下	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
工事開始前，材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前，工事中1回/月以上		○
工事開始前，工事中2回/月以上		○
工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え，上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合，印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験，またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
		○
		○
2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3] -344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%
			ランマー突き固め試験		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上
			温度測定（コンクリート）	温度計による	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3] -353	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材齢28日）。		
	2回／日（午前・午後）以上		
	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
	1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
16 グース アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土，粘土塊量：0.25%以下	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -51	細長，あるいは扁平な石片：10%以下	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
			○
			○
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
16 グース アスファルト舗装	その他	必須	針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)	
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	
	ブランド	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3] -402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3] -407	3～20秒 (目標値)	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -44	300以上	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -79	破断ひずみ (－10℃, 50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	
			粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	
			粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -318	アスファルト量：±0.9%以内	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は，石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
		・規格値は，石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
			○
	配合毎に各1回。ただし，同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			○
			○
			○
	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
	随時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
16 グース アスファルト舗装	舗 設 現 場	必 須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	
17 路床安定処理工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -227, [4] -230	設計図書による。
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4] -185 突砂法	設計図書による。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
	当初及び土質の変化したとき。		
	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4] -210	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1] -284 (ベンゲルマンヒーム)	
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧[4] -185 突砂法	設計図書による。

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
	ブルーフローリングでの不良個所について実施		
	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須		または、 RI計器を用いた盛土の 締固め管理要領（案） による	設計図書による。
				または、 「TS・GNSSを用いた盛 土の締固め管理要領」 による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが 規定回数だけ締め固められたことを確認す る。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械 が近寄れない構造物周辺は除く。
			ブルーフローリン グ	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215
				現場CBR試験	JIS A 1222
				含水比試験	JIS A 1203
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -16 (ベンケルマンヒーム)
	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の 平均値で表したもの
			ゲルタイム試験		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等 による 確認
	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
	ブルーフローリングでの不良個所について実施。		
	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
19 固結工	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート （グラウトアンカー設計施工マニュアルに合わせる）
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準，同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準，同解説（JGS4101-2012）	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準，同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			外観検査（ストリップ，鋼製壁面材，コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し，全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本，500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現状の条件，規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には，改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
	改良体500本未満は3本，500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について，上，中，下それぞれ1回，計3回とする。ただし，1本の改良体で設計強度を変えている場合は，各設計強度毎に3回とする。 現場の条件，規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認には，改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
	2回/日（午前・午後）		
	練りまぜ開始前に試験は2回行い，その平均値をフロー値とする。		
	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし，引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし，モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし，計画最大荷重まで載荷した後，初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり，多サイクル確認試験，1サイクル確認試験の試験結果をもとに，監督職員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
	当初及び土質の変化時。		
	同左		
			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
21 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95％以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90％以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97％以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92％以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1 m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	設計図書による。		
	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92％以上、かつ最小90％以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97％以上、かつ最小95％以上	
	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92％以上、かつ最小90％以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97％以上、かつ最小95％以上	
	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
22 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリシリカ反応抑制対策について」 (平成 15年3月5日付け技管第261号)	同左	
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石，高炉スラグ骨材，フェロニッケルスラグ細骨材，銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし，粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	骨材試験を行う場合は，工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石灰がス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は，工事中1回/週以上)		○
	工事開始前，工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は，JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	砂，砂利： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂，碎石： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
	工事開始前，工事中1回/月以上		○
			○

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
22 吹付工	材料	その他の（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書 J C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
	製造 （プラント） （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5% 以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率： 15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5% 以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	
			スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
23 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成 15 年 3 月 5 日付け技管第 2 6 1 号）	同左	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	
		JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石，高炉スラグ骨材，フェロニッケルスラグ細骨材，銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし，粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし，すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	骨材試験を行う場合は，工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		JIS A 5005 （コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1 （コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2 （コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3 （コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4 （コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5 （コンクリート用スラグ骨材－第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021 （コンクリート用再生骨材H）	○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は，工事中1回／週以上）		○
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	濃い場合は，JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	砂，砂利： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂，碎石： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
23 現場吹付法砕工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	
	レディミクストコンクリートを使用する場合は除く			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	工事開始前，工事中1回/月以上		○
			○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え，上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	1回/日以上		○
	工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合，印字記録により確認を行う。	○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験，またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは，以下の工種を除く工種とする。（橋台，橋脚，杭類（場所打杭，井筒基礎等），橋梁上部工（桁，床版，高欄等），擁壁工（高さ1m以上），函渠工，樋門，樋管，水門，水路（内幅2.0m以上），護岸，ダム及び堰，トンネル，舗装，その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
23 現場吹付法枠工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
23 現場吹付法砕工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202		
			土の含水比試験	JIS A 1203		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説[第一回改訂版]		
			土の圧密試験	JIS A 1217		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説[第一回改訂版]		
			土の透水試験	JIS A 1218		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	設計図書による。		
	品質に異常が認められた場合に行う。		
	当初及び土質の変化した時。		
	当初及び土質の変化した時。		
	必要に応じて。		

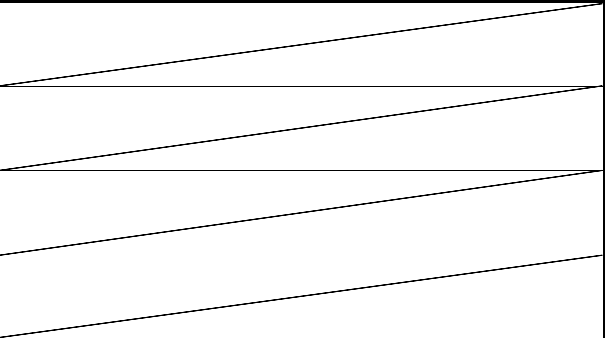
品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
24 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1] -216	
25 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の含水比試験	JIS A 1203	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	含水比の変化が認められたとき。		
	トラフィカビリティが悪いとき。		
	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
	当初及び土質の変化した時。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
25 道路土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説[第一回改訂版]	設計図書による。	
			土の圧密試験	JIS A 1217		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説[第一回改訂版]		
			土の透水試験	JIS A 1218		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm： 舗装調査・試験法便覧[4] -185256 突砂法 または、 [RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）]	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取り付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。 【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	当初及び土質の変化した時。		
	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
25 道路土工	施工	必須		または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] -288	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1] -273	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -284 (ペンゲルマンヒール)	
26 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	

試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。		
必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時。		
ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○
	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
26 捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすつべらなもの、細長いものであってはならない。	
27 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JIS マーク表示されたレタ、イミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 15 年 3 月 5 日付け技管第 2 6 1 号)	同左	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/㎠以上 ・準硬石：980.66N/㎠以上4903N/㎠未満 ・軟石：980.66N/㎠未満	○
	5,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材－第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
27 覆工コンクリート (NATM)	材料組合（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用す	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	濃い場合は，JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	砂，砂利： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂，碎石： 工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
	工事開始前，工事中1回/月以上		○ ○
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え，上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上	・レディーマクストコンクリートの場合，印字記録により確認を行う。	○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○
	2回/日以上	レディーマクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	
27 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年6月22日技管第54号）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。。その後の配合設計±15kg/m³いないになるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は、2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m³以下	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		
コンクリートの洗い分析試験		JIS A 1112				

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	100㎡ ³ /日以上の場合； 2回／日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡ ³ 、40mmの場合は165kg/を基本とする。	
	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は打設場所で採取し、1回につき6個（σ 7・・・3個、σ 28・・・3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡ ³ 、40mmの場合は165kg/を基本とする。	
	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	品質に異常が認められた場合に行う。		
	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
27 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0. 2mm	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	
28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材シリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 1 5 年 3 月 5 日付け技管第 2 6 1 号)	同左	
		その他(除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2. 5以上 細骨材の吸水率：3. 5%以下 粗骨材の吸水率：3. 0%以下	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3. 0%以下 (ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5. 0%以下) スラグ粗骨材 5. 0%以下 それ以外 (砂利等) 1. 0%以下 細骨材 砕砂 9. 0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5. 0%以下) スラグ細骨材 7. 0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5. 0%以下) それ以外 (砂等) 5. 0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3. 0%以下)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0. 2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
28 吹付け コンクリート (NATM)	材料	その他 (JIS マーク表示 されたレテ・ イミクスト コンクリート を使用する 場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	
			練混ぜ水の水質試験	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	
				上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内， 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内， 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
	工事開始前，工事中1回/月以上		○
			○
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え，上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	工事開始前，工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
28 吹付け コンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	JIS A 1108 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/㎟以上	
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	工事開始前，工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合，印字記録により確認を行う。	○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○
	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。		○
	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	1回/日以上。		○
	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は，午前に1回コンクリート打設前に行い，その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は，午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は，「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日（2×3=6供試体）なお，テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け，現場で7日間及び28日間放置後，φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個（σ7…3個，σ28…3個）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は，「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
	トンネル施工長40mごとに1回		
	・荷卸し時 1回／日以上，構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回，及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・荷卸し時 1回／日以上，構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回，及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
29 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	設計図書による。	
30 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -569	修正CBR20%以上	
			土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧参照」表-3.2.9 路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202		○

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	材質は製造会社の試験による。		○
	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。		
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上, 3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上, 1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	当初及び材料の変化時		
	工事開始前，工事中1回/月以上		○ ○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
30 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -133	設計図書による。	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -135		
			含水比試験	JIS A 1203		
	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		
			旧アスファルトの軟化点			
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -218		
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -309		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10孔で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。	
	当初及び材料の変化時		
		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
	1～2回／日		
	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
30 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4] -318	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2] -16	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3] -218	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上
			温度測定	温度計による	110℃以上
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			○
	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10孔で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。	空隙率による管理でもよい。	
	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
	1,000㎡毎		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
30 路上表層再生工	施工	その他	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2] -16	2.36mmふるい：±12%以内	
			粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2] -16	75μmふるい：±5%以内	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4] -318	アスファルト量：±0.9%以内	
31 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕，製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土，粘土塊量：0.25%以下	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2] -51	細長，あるいは扁平な石片：10%以下	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2] -83	50%以下	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2] -94	水浸膨張比：2.0%以下	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕，製鋼スラグ（SS）：30%以下	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上,1,000㎡未満)。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
			○
			○
			○
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上,1,000㎡未満)。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
			○
			○
			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
31 排水性 舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	
			タフネス・テナシ ティ試験	舗装調査・試験法便覧	タフネス：20N・m	
			密度試験	JIS K 2207		
	プラント	必須	粒度（2.36mmふるい	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	
			粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -318	アスファルト量：±0.9%以内	
		その他	温度測定（アス ファルト・骨材・ 混合物）	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	
			水浸ホイールトラ ッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -65	設計図書による。	
			ホイールトラッキ ング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -44		
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -18		
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -110		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・中規模以上の工事：施工前，材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上,1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
			○
	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは，管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい，舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい，同一工種の施工が数日連続する場合で，以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上,1,000㎡未満）。ただし，以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			○
			○
			○
	随時		
	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
		アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
31 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1] -154	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3] -224	車道については、個々の試験結果が基準密度の94%以上とし次のとおりとする。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道については、設計図書に定めがない場合、個々の試験結果が基準密度の90%以上とする。
			外観検査（混合物）	目視	
32 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2] -16	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4] -318	3.8%以上
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃）

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
	1,000㎡ごと。		
	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10個（10孔）で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。		
	随時		
	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			○
	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
32 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	
	プラント	必須	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧 [2] -16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合，2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は，舗装再生便覧表-2.9.5による。	
			粒度（75μmふるい）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合，75μm：±6%以内 印字記録による場合は，舗装再生便覧表-2.9.5による。	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4] -318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合，アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -68	設計図書による。	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -44		
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] -18		
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		
			温度測定（初転圧前）	温度計による		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは，試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと，水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し，その質量の差からもとめる。	○
	2回以上及び材料の変化		○
	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			○
			○
			○
	同左	耐水性の確認	○
		耐流動性の確認	○
		耐磨耗性の確認	○
	随時		
		測定値の記録は，1日4回（午前・午後各2回）	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
32 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3] -218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 基準密度の94%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	
33 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合，帳票確認		
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可能な主部材）	JISによる	JISによる	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測		

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定することを原則とするが、10,000㎡以下の場合は次の（例）のとおりでも良い。 （例） ①3,000㎡以上～6,000㎡未満の工事は、1工事あたり3孔で測定する。 ②6,000㎡以上の工事は、1ロットとして10孔で測定するか、又は2ロット（1ロットは面積の1/2とし、測定箇所が偏らないようにする）として1ロット毎に3孔で測定する。 なお、1工事あたり3,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事あたり3孔で測定し、1,000㎡未満については異常がなければ省略してもよい。		
	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ：100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)	
			ノッチ深さ	・ 目視 ・ 計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、塊跡を残さず容易にはく離するもの。	
			上縁の溶け			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）	
			ベベル精度	計測器による計測		
			真直度			
36 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれの3個の平均値）。	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。	
		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.1溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
	試験片の個数：1		○
	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3以上の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
36 溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400N/mm ² ～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	
			外観検査（割れ）	・目視	割れがあってはならない。	
			外観検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	
			外観検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	
			外観検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	オーバーラップがあってはならない。	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3以上の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
	検査体制，検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
	検査体制，検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカット許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。	
		検査体制，検査方法を明確にした上で目視検査する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
36 溶接工	施工	必須	外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10％までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦ (4/25) ・ B
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グライNDER仕上り量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。
37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	検査体制，検査方法を明確にした上で，目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは，その方向と反対の15° の角度まで曲げるものとする。 ・15° 曲げても欠陥の生じないものは，元に戻すことなく，曲げたままにしておくものとする。	
	当初及び土質の変化したとき。	配合を定める試験である。	
	土質の変化したときに必要に応じて実施する。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1205	設計図書による。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	
			土の圧縮試験	JIS A 1217	設計図書による。	
			土の懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	
			土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	
	施工		深度方向の品質確保（均質性）	資料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した土壌のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	
38 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	土質の変化したときに必要に応じて実施する。		
	有機質土の場合は、必要に応じて実施する。		
	1,000㎡～4,000㎡につき、1回の割合で行う。 試料採取器または、ボーリングコアで採取された供試体上、中、下において連続で改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は、監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリレグ等により供試体を採取する。	
	1,000㎡～4,000㎡につき、1回の割合で行う。 試験は改良体について、上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は、監督員の指示による。		
	材料入荷時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
38 鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9～22秒	
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	目視 寸法計測	設計図書による	
		必須	圧縮強度試験	JTS A 1108	設計図書による	
	施工	必須	引抜き試験（受け入れ試験）	地山補強土工法設計施工マニュアル	設計図書による	
		その他	引抜き試験（適合性試験）	地山補強土工法設計施工マニュアル	設計図書による	

	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い，測定値の平均をフリー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	材料入荷時		
	施工開始前および施工日毎1回（3本/日）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工全数量の3％かつ3本以上を標準とする。 載荷サイクルは1サイクルとする。		
	地層ごとに3本以上を標準とする。 載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 初期載荷は，5.0kNもしくは計画最大の0.1倍程度とする。		

建築・設備工事施工管理

工種別施工管理報告書

(1) 趣旨

工種別施工管理報告書は、施工管理の記録を工種別にまとめたものであり、宇都宮市建設工事共通仕様書第9編建築工事編、第10編機械設備工事編、第11編電気設備工事編に基づき提出しなければならない。また、次表は報告に際し現場に整備しておかなければならない。

(2) 適用

工種別施工管理報告書は、宇都宮市が発注する建築・設備工事に適用する。ただし、本報告書に定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

建築・設備工事提出書類一覧表

種 別	提 出 書 類	内 容 等	
工程管理	1. 実施工程表	工事全体の工程表（実施工管理図記入，予定図〔点線〕・実施図〔赤の実線〕）	
	2. 工事工程表	工種別工程表，週間・月間工程表等	
	3. 工事進捗状況報告書	工事の全般的な経過を文書とグラフで作成し，写真を添付する。	
施工管理 品質管理	1. 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書	建設業法による有資格者とし，これらを置くときはその資格を証明する資料を添付する。	
	2. CORINS 受注時工事カルテ受領書	契約締結後 10 日以内に登録し，受領書を提出する。（写し）（変更時も同様）	
	3. CORINS 竣工時工事カルテ受領書	工事完成後 10 日以内に登録し，受領書を提出する。（写し）（変更時も同様）	
	4. 保険契約書の写し	宇都宮市建設工事請負契約書に基づき，保険契約証券を提出する。（写し）	
	5. 建設業退職金共済証紙購入報告書	契約締結後 1 か月以内に共済証紙を購入し，掛金収納書を添付する。	
	6. 施工計画書（変更計画書）	仮設工事を含む工事全般の総合施工計画書及び材料・工法・品質管理などを具体的に定めた工種別施工計画書 第 1 編共通編第 1 章総則第 1 節総則 1-1-1-4 によるほか，工事内容に応じて下記の書類を提出する。 ・官公署提出書類一覧表 ・機器搬入計画 ・品質管理（施工要領，写真管理，段階確認計画，自主・社内検査計画等） ・発生材処分計画 ・施工図作成一覧表 ・電子納品事前協議チェックシート ・工事用電力設備保安責任者届 ・その他必要な書類	
	7. 工事下請報告書	下請業者選定届，工事一部下請通知書	
	8. 施工図（製作図）	施工に際し詳細な施工図（製作図）	
	9. 機器承諾図	施工に際し必要な部品材料の品質・規格等を証明する資料（見本）を添付し，調合を要する材料は調合表を監督員に提出すること。	
施工管理 品質管理	10. 工事使用材料等メーカー選定承諾書	施工に際し必要な部品材料の使用メーカー・取扱店及び所在地・担当者等の選定	

建築・設備工事提出書類一覧表

	1 1. 工事材料搬入検収簿	工事材料搬入毎に品質・規格・寸法・搬入数量等を確認し、必要な検査を行う。	
	1 2. 各種試験成績結果報告書	材料検査結果の記録，試験成績書，規格証明書等	
	1 3. 発生材等処分報告書	残土（発生土）・舗装・コンクリート等産業廃棄物の処理を証明する資料（処理先・方法等の報告）	
	1 4. 立会書又は段階確認書	立会確認が必要な場合又は一工程の確認が必要な場合は，計画工程表等に基づき監督員と協議し，確認内容を記録する。	
	1 5. 建設副産物処理調書	処理承認申請書・処理調書の提出	
	1 6. 建設副産物実態調査	計画書・実施書の提出	
	1 7. 官公庁申請書類写し	官公庁申請書類（届け出書類）等の副本又は写しの提出	
	1 8. 工事打合せ議事録	工事打合せ議事・質疑・結果等の記録（分科会を含む）	
	1 9. 工事週日報	工事内容・労働者職種別人員・搬入資材などの工事状況，総括責任者による指示事項並びに監督員が連絡した事項又は監督員と協議した事項等について記録を作成する。	
	2 0. 機器取扱説明書	主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守等に関する事項を記載したもの。	
完成図 その他	1. 完成図書類	完成図・保全に関する資料等（図面サイズ，部数等は特記仕様書による），電子データ（ガイドライン参照）	
	2. 工事写真，完成写真	施工前・施工中の工事状況，工程・検収・品質・出来形等仕上がり精度を明らかにするもの。 完成後，外部から明視することができない不可視部分の出来形状況・寸法等が審査できるよう工程順に整理すること。（工事写真撮影ガイドブック〔最新版〕参照） 電子データ（ガイドライン参照）	
	3. 設備機器台帳	各設備機器ごとに仕様・製造者・設置場所・代理店・施工業者等を記載したもの。	
	4. 工事目的物引渡書		
	5. その他必要な書類	監督員とその都度協議の上，作成提出すること。	